PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 策定の手引

令和4年9月 内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

		〕めに	
Ι	指金	汁の位置付け等	2
	1	指針の内容	2
	2	指針のポイント	3
	3	優先的検討規程の例	4
П	優先	も的検討の開始時期	6
	1	指針の内容	6
	2	指針のポイント	6
	3	優先的検討規程の例	7
	4	留意点	
Ш	•	R事業	
-		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	指針の内容	10
	2	指針のポイント	
	3	優先的検討規程の例	
	4	留意点	
,	•	田息点	
-			
	1	指針の内容	
	2	指針のポイント	
	3	優先的検討規程の例	
IV	. — .	切な PPP/PFI 手法の選択	
	-	采用手法の選択	
	1	指針の内容	
	2	指針のポイント	
	3	優先的検討規程の例	
2	2 評	平価を経ずに行う採用手法導入の決定	
	1	指針の内容	15
	2	指針のポイント	15
	3	優先的検討規程の例	16
V		易な検討	
-	1 費	貴用総額の比較による簡易な検討	17
	1	指針の内容	17
	2	指針のポイント	18
	3	優先的検討規程の例	18
2	2		
	1	指針の内容	19
	2	指針のポイント	
	3	優先的検討規程の例	
VI		一度元的快的风性の例	
••	1	指針の内容	
	2	指針のポイント	
	_	指町のパイント	
VI	3 証備	後 先时検討規程の例 	
*41	ат II.	<u> </u>	
	2	指針のポイント	
	_		
	3	優先的検討規程の例	23

▼ PPP/PFI 手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項	24
1 指針の内容	24
2 指針のポイント	
3 参考	25
区 人口 20万人未満の地方公共団体における取組等	
1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉	26
2 手続の簡略化による負担軽減	27
3 優先的検討の対象事業の考え方	29
4 庁内体制の整備	32
別紙 1 採用手法選択フローチャート	
別紙2 事業概要調書	
別紙3-1 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書	
別紙3-2 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠	39
別紙4 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書(記載例)	40
別紙5 簡易な検討の計算表	49
別紙6 簡易な検討の計算表(記載例)	51
別紙7 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書	53
参考 1 指針概要	54
参考2 関連する通知文書等	56
別冊 優先的検討規程の例	60

平成 28 年 3 月 策定 令和 4 年 9 月 改定 本手引は、地方公共団体が「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための 指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)に規定する優先的 検討規程を定める際の参考として作成されました。同指針が、令和 3 年 6 月 18 日に 改定されたことを受け、内容の見直し行っています。

はじめに

PPP/PFIの推進は、公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化のみならず、PPP/PFIによる良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開により、地域の賑わいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域・経済社会の実現に向けた取組においても有効となるものです。

地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和3年6月18日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改定版)」(民間資金等活用事業推進会議決定。以下「指針」という。)において、優先的検討規程を定めることが求められる地方公共団体が人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体に拡大する改定がなされました。

また、指針改定時の地方公共団体宛通知文書において、人口 10 万人未満の地方公共団体においても、必要に応じて同様の取組を行っていただくようお願いしているところです。

これらを踏まえ、小規模団体において優先的検討規程を策定する際に参考となる取組等を追加するなど、人口20万人未満の地方公共団体においても、円滑かつ実効的に優先的検討が行われるよう本手引の見直しを行っています。

なお、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 4 年改定版)」(令和 4 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定)では、地方公共団体において、PPP/PFI が自立的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しも促進することととしています。本手引については、今後も、内容の変更・見直しが行われることにご留意ください。

I 指針の位置付け等

1 指針の内容

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針 (令和3年改定版)

令 和 3 年 6 月 18 日 民間資金等活用事業推進会議決定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においても「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされ、これを踏まえ、同年 12 月 15 日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を定めたところである。

これを受けて、国や人口 20 万人以上の地方公共団体においては、本指針等に基づき、優先的検討規程の策定及び運用が進められてきたところである。

一方、PFI 実施経験のある地方公共団体は、人口規模等により大きな差があるが、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるために、人口 20 万人未満の地方公共団体においても PPP/PFI の導入を進めることが重要である。

このため、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2020」(令和 2 年 12 月 18 日)において、「人口 20 万人未満の自治体への PPP/PFI の導入が加速する方策等の措置を講じる。」とされたところである。

これを踏まえ、今般、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、本指針に基づき優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を促す地方公共団体について、人口 20 万人以上の団体から 10 万人以上の団体とする改定を行うものである。

1 本指針の位置付け

公共施設等の整備等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する公共施設等の整備等をいう。本指針において同じ。)に関する事業(以下「公共施設整備事業」という。)の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等(法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。)の運営等(法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)の方針の見直しを行うに当たっ

ては、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を 行う従来型手法に優先して検討すること(以下「優先的検討」という。)が行わ れるべきである。

このため、公共施設等の管理者等(同条第3項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。)は、それぞれ優先的検討のための手続及び基準等(以下「優先的検討規程」という。)を定め、的確に運用することが求められる。

本指針は、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則を定めるものである。

2 優先的検討規程の策定等

公共施設等を管理する国(法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。)及び公共法人(法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。

また、公共施設等を管理する人口 10 万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドライン(以下単に「ガイドライン」という。)を定めることができるものとする。

なお、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程又はガイドラインを定めた場合には、当該優先的検討規程又はガイドラインをインターネット上で公表する。

2 指針のポイント

一 趣旨

公共施設等の整備等に当たり、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することが大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずは PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう人口 20 万人以上の地方公共団体に対して要請を行われ、国や人口 20 万人以上の地方公共団体においては、本指針等に基づき、優先的検討規程の策定及び運用が進められてきました。

一方、厳しい財政状況の中で、更に人口規模の小さな地方公共団体においても、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるために、人口 10 万人以上の地方公共団体においても優先的検討規程を定め、これに沿って優先的検討を行うことが求められています(参考 2 参照)。

なお、この重要性は、すべての地方公共団体について変わることはないため、 人口 10 万人未満の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいと しています。

二 指針と優先的検討規程の関係

地域の実情を踏まえ、指針に基づき、次のイからいを満たす優先的検討規程を 策定することが求められています。なお、既にこれらを満たす制度がある場合 は、新たに策定していただく必要はありません。

- イ 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
- ロ 客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること
- ハ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

三 PPP/PFI 手法について

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI はその一類型です。

優先的検討の対象として、公共施設等の整備等に導入することにより、

- ・従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ・協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ・民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

等が期待できる PPP / PFI 手法を位置付けることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

〇〇市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号)
- ロ 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に 関する事業
- 二 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- へ 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企 画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針 (令和3年度改定版)」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 三 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

本規性の対象とする PPF/PFI 于法は次に拘けるものとする。		
イ 民間事業者が公共	公共施設等運営事業	
施設等の運営等を担	指定管理者制度	
う手法	包括的民間委託	
	0(運営等 Operate)方式	
	〇〇方式	
ロ 民間事業者が公共	BTO 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)	
施設等の設計、建設	BOT 方式(建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer)	
又は製造及び運営等	B00 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)	
を担う手法	DBO 方式(設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)	
	RO 方式(改修 Rehabilitate-運営等 Operate)	
	ESCO	
	〇〇方式	
ハ 民間事業者が公共	BT 方式(建設 Build-移転 Transfer)(民間建設買取	
施設等の設計及び建	方式)	
設又は製造を担う手	民間建設借上方式及び特定建築者制度等(市街地再開	
法	発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定	
	事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方	
	式をいう。以下同じ。)	
	〇〇方式	
 	- ターマトリ タンド ハルマシウのカスロノウサルルケ	

- ※ 上記の PPP/PFI 手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用(定期借地権 方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等)、Park-PFI 等を追 加することも考えられます。
- ※ 公共施設等運営事業については、BT 方式やRO 方式等と組み合わせて活用することも考えられます。

Ⅱ 優先的検討の開始時期

1 指針の内容

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- イ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)IVの「行動計画」(以下「インフラ長寿命化行動計画」という。)の策定又は改定を行うとき
- 口 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」 (平成 26 年 8 月 29 日 総務省自治財政局通知)第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- ハ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) II 2 (3) の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

2 指針のポイント

一 趣旨

公共施設等の整備等の方針を検討する場合に優先的検討を行うこととしています。例えば、指針3ーイからハの計画の策定又は改定をする場合のほか、

- イ 公共施設等の整備等を行うための基本構想又は基本計画を策定する場合
- ロ 公営企業の中長期的な経営の基本計画等において、経営の効率化に関する取 組を検討する場合
- ハ 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 二 「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策 の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定 を行うとき
- ホ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

等が方針を検討する場合として考えられますが、これら以外の公共施設整備事業 に関する計画等の検討等についても追加することが考えられます。

また、例えば、既に公共施設整備事業に着手している場合など、公共施設等の整備等を行う手法が決定している場合(従来手法により実施する方針が決定している場合を含みます。)は、再度、当該事業について優先的検討を実施していただく必要はありません。

なお、指針は公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを検討するためのものであり、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)の類型 3 (公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業) のうち公

共施設等の整備等を伴わない事業を対象とするものではありません。しかし、公的不動産の利活用を行うことは、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起等を図る観点から望ましいものであり、優先的検討規程の運用と同様に優先的に検討することが求められます。

3 優先的検討規程の例

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合 及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公 共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとす る。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日 総務省自治財政局通知)第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) II 2 (3)の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- ※ 上記の計画の策定状況に応じて「策定又は改定」を「改定」に修正してください。

4 留意点

ー 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期については、多様な PPP/PFI 手法を適切に選択することが可能なタイミングで設定することが重要です。検討対象の事業を確実に捕捉するよう基本構想や基本計画等の策定等段階から開始することや、予算措置等事業スケジュールを意識したタイミングに留意が必要です。

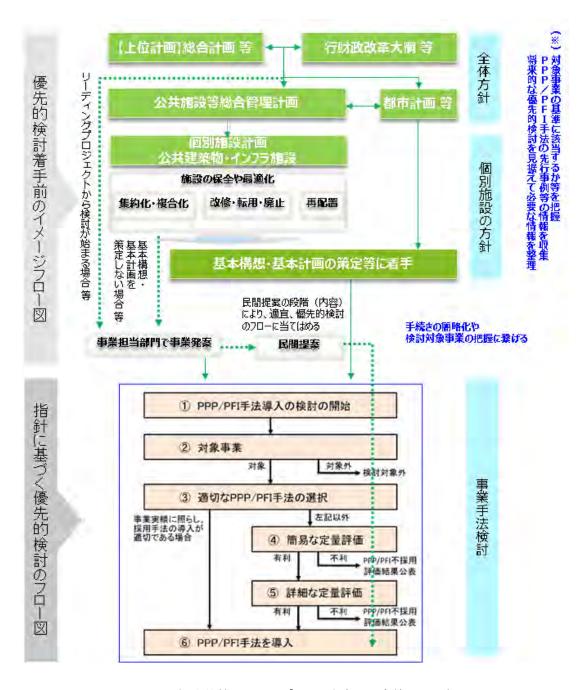


図 1 優先的検討に至るプロセスを含めた全体イメージ

ニ 公共施設の管理等に関する他の計画等との連携

優先的検討を適切な時期に開始するためには、公共施設等総合管理計画や個別施設計画等、各地方公共団体が策定している公共施設の管理等に関する他の計画等において、優先的検討や PPP/PFI の活用促進等について位置づけることが有効です。

三 事業期間満了時における次期事業の優先的検討

指針にある「公共施設等の運営等の見直しを行う場合」には、新たに施設整備 や改修等を実施する事業のみではなく、現在実施している PPP/PFI 事業終了後の 次期事業手法の検討も含まれます。

この場合においても、多様な PPP/PFI 手法を適切に選択することが重要です。 次期事業手法の検討に当たっては、基本的に PPP/PFI 手法を含めた検討を行うこ ととし、時間的制約で検討する事業手法が制限されないよう、事後評価等に係る 全体のスケジュールを確保する必要があります。 (詳細は、「PFI 事業における事 後評価等マニュアル」内閣府ホームページ

[https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_jigohyoukato.pdf]を参照。)

Ⅲ 対象事業

1 対象事業の基準

1 指針の内容

二対象事業

イ 対象事業の基準

公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は 改修を含むものに限る。)
- (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

ロ 事業費基準の例外

イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

優先的検討の対象は、次に掲げる事項の全てを満たす事業です。

- イ 公共施設整備事業に該当すること
- ロ 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められること(以下「民間資金・能力活用基準」といいます。)
- ハ 事業費基準を満たすこと

二 民間資金・能力活用基準

事業の性格から、民間資金・能力活用基準を満たすものがこれに該当します。 具体的には、公共施設整備事業を所管する大臣が必要に応じて定めることがで きるガイドライン(以下単に「ガイドライン」といいます。)を参考にし、優先 的検討の対象を明確化することが考えられますが、優先的検討規程の例では、 PFI事業としての実績が多く、費用の削減が期待できる建築物又はプラントの整備等に関する事業に加え、費用の削減又は収入の増加が期待できる利用料金の徴収を行う公共施設整備事業を対象としており、それぞれの施設の例は以下の通りです。

- イ 建築物 文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、 警察施設、宿舎、事務庁舎等
- ロ プラント 廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設 等
- ハ 利用料金を徴収する施設 空港、水道、下水道等

このほか、例えば「〇〇施設の整備等に関する事業」のように、各公共施設整備事業の類型を対象事業として規定することも考えられます。

なお、民間資金・能力活用基準を満たさない事業を除外することも考えられますが、指針において「資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである」とされていることに留意する必要があります。

これは、PPP/PFI手法の資金調達コストが従来型手法のそれよりも高い場合 (例えば PFI 事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共 団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高い場合)でも、事業全体の 費用でみればコスト削減が期待できる場合もあることから、資金調達に要するコ ストの差異のみで民間資金・能力活用基準の適合性を判断するべきではないとし ているものです。

三 事業費基準

指針では、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は 改修を含むものに限る。)及び単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業 (運営等のみを行うものに限る。)を事業費基準としていますが、PPP/PFI手法 導入を積極的に図るために、これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除 されているものではありません。例えば、地域の民間事業者による公共施設整備 事業の実施を期待する場合に、当該基準を下げることが考えられます。

事業費基準を満たすか否かは公共施設整備事業毎に判断することとしています。例えば、複数の公共施設等について一括して整備等を行う事業(バンドリング)については、個々の公共施設等の整備等が要する費用で判断するのではなく、当該事業全体が要する費用で判断することが考えられます。

指針の事業費基準は、内閣府及び総務省が実施した全地方公共団体向けのアンケート調査(「PPP/PFIの実施状況等に関する調査について(依頼)」(平成27年8月31日府政経シ494号総行地第116号))の結果を踏まえたものです。具体的には、優先的検討規程と類似の制度を有する地方公共団体のうち、指針の事業費基準と同様の基準を設けているものが、建設を含む事業費にあっては約76%、運営等に限る事業費にあっては約94%でした。

このように、指針の事業費基準は、既に類似の制度を有する地方公共団体の取組内容を反映したものとなっています。

また、当該事業費基準は、公共施設整備事業の特殊性により、特別の事情がある場合は変更することができるとされており、当該場合の具体的な事業費基準についてはガイドラインを参考にすることが考えられます。

なお、主に人口 20 万人未満の地方公共団体(以下「小規模団体」という。) を対象として、本手引「区 人口 20 万人未満の地方公共団体における取組等」 において、対象事業の基準に関する事項を整理しています。

3 優先的検討規程の例

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的 能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を 含むものに限る。)
 - ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業 (運営等のみを行うもの に限る。)
- ※ 3 一については、事業の特性を踏まえ、対象とする公共施設整備事業を類型的 に記載することも考えられます。

4 留意点

「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 4 年改定版)」において、公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用する PPP/PFI は、「新たな官民連携」の柱となるものであり、PPP/PFI 推進にあたって「活用対象の拡大」を重要な取組の一つとして示しています。これまでは比較的規模の大きいハコモノの建設を中心に活用されてきましたが、今後は、規模の小さい施設や、インフラ等の維持管理・修繕・更新、運営においても積極的活用されることが期待されます。また、単独で事業化が困難な場合でも「バンドリング」や「広域化」において、民間の創意工夫を活用するなど、多様な PPP/PFI の展開への取組も促進することとしています。優先的検討についても、これらを含めて幅広く対象事業とすることが重要です。詳細は、以下、内閣府ホームページを参照ください。
[https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r4.html]

2 対象事業の例外

1 指針の内容

ハ 対象事業の例外

イの基準にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象 から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

2 指針のポイント

一 趣旨

対象事業の例外として優先的検討の対象とすることがなじまない公共施設整備 事業を列挙しています。

指針3二ハ(3)は、何らかの法的制限があれば優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨ではなく、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できなくなる場合に、これを優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨です。

例えば、空港の運営等に関する事業における航空交通管制業務については、公権力の行使を伴うことから民間事業者への委託ができませんが、当該業務を除いた事業には PPP/PFI 手法の導入が可能ですので、当該事業の全体を優先的検討の対象外とすることは適切でないと考えられます。

3 優先的検討規程の例

三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

IV 適切な PPP/PFI 手法の選択

1 採用手法の選択

1 指針の内容

三 適切な PPP/PFI 手法の選択

イ 採用手法の選択

公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の四の簡易な検討又は3五の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数 の手法を選択できるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

多様な PPP/PFI 手法がある中で、具体的に検討している公共施設整備事業の期間、特性、規模等により、採用することができる PPP/PFI 手法を絞り込みます。 簡易な検討及び詳細な検討に先立ち、これらを実施する PPP/PFI 手法を絞り込むことにより、迅速かつ的確な検討の実施につながります。

採用手法の選択については、ガイドラインを参考にするほか、別紙1のフローチャートを参考に用いることが考えられます。また、民間事業者からのPPP/PFIに関する提案に具体的なPPP/PFI手法が記載されている場合は、当該手法を採用手法として選択することも考えられます。

3 優先的検討規程の例

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

ー 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の 手法を選択できるものとする。

2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

1 指針の内容

ロ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、公共施設等の管理者等は、次の四の簡易な検討及び3五の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

検討している公共施設整備事業と同種の事例の過去の PPP/PFI 手法の導入実績に照らし、当該手法の導入により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加が期待できると認められる場合、簡易な検討及び詳細な検討を省略し、当該手法の導入を決定することができます。

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、 優先的検討規程の例では、これらを省略することができる場合として次に掲げる 二通りを設けています。

- イ 簡易な検討及び詳細な検討を省略できる場合
- ロ 簡易な検討のみ省略できる場合
- 二 簡易な検討及び詳細な検討を省略することができる場合

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投 資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法 の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例である場合は、簡易な 検討及び詳細な検討を省略することが考えられます。

例えば、採用手法が指定管理者制度の場合については、この場合に該当する可能性があると考えられます。

三 簡易な検討のみ省略できる場合(詳細な検討は実施する場合)

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、 詳細な検討を実施することが前提とされている公共施設整備事業については、簡 易な検討のみを省略し、詳細な検討を実施することが考えられます。例えば、

イ 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合

ロ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合

等が考えられます。

イの例としては、採用手法が「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」(平成 26 年 6 月)が対象としている施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業における BTO 方式等である場合については、この場合に該当する可能性があると考えられます。

なお、当該マニュアルは、下記内閣府ホームページに掲載しておりますのでご 参照ください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kanika/kanika.html

口については、民間提案を受けた場合の手続き等を優先的検討と合わせて定めておくことも有効です。民間提案にかかる手続きや事例等について詳細は、下記内閣府ホームページに掲載の「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」(令和3年4月)を参照ください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual minkanteiansuishin.pdf

3 優先的検討規程の例

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定める ところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- イ 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略
- ロ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型 的なものに該当する場合における BTO 方式 次の5の簡易な検討を省略し、 6の詳細な検討を実施
- ハ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施
- ※上記イの指定管理者制度については、施設整備(改修等を含む)を伴わない場合

V 簡易な検討

1 費用総額の比較による簡易な検討

1 指針の内容

四 簡易な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、次の五の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次の口の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

口 評価基準

(1) 費用総額の比較による評価

公共施設等の管理者等は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額 (以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3三において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用 総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (i) 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- (ii) 公共施設等の運営等の費用
- (iii) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (iv) 調査に要する費用
- (v) 資金調達に要する費用
- (vi) 利用料金収入

なお、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の導入について民間事業者 との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその 内容を踏まえるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、公共施設等の管理者等が自ら、候補とされた PPP/PFI 手法の適否を検討する段階です。これにより、この段階で、明らかに PPP/PFI 手法導入の見込みがない公共施設整備事業について PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。簡易な検討を行う上で事業概要の整理を行う場合は、別紙2の事業概要調書を活用することが考えられます。なお、本事業概要調書に記載している項目はあくまでも一例であり、個別の事業の特性、地域の特性等に応じてその内容を記載することが必要です。

二 費用総額の比較による簡易な検討

費用総額の比較による簡易な検討については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、別紙3-1の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書及び別紙3-2の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠を用いることとしています。これらの作成に当たっては、別紙4の記載例、別紙5の簡易な検討の計算表及び別紙6の簡易な検討の計算表の記載例を参考にすることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

5 簡易な検討

ー 費用総額の比較による評価

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用 総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間 で同様の比較を行うものとする。

- イ 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- へ 利用料金収入

2 その他の方法による簡易な検討

1 指針の内容

(2) その他の方法による評価

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につな がることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができる ものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる限りにおいて、費用総額の比較による評価以外の評価手法を採用することができます。

具体的な手法については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、 優先的検討規程の例では、公共施設等運営事業、収益施設の併設又は活用等事業 収入等で費用を回収する PFI 事業等の採用手法について過去の実績が乏しいこと 等により、民間事業者への意見聴取等を活用して、簡易な検討を行うことができ るものとしています。

民間事業者への意見聴取等を評価に活用する場合は、別紙7の簡易定性評価調 書を参考にすることも有用です。

3 優先的検討規程の例

ニ その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

Ⅵ 詳細な検討

1 指針の内容

五 詳細な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、3四において PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

口 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託するなどにより、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、簡易な検討の結果導入することが不適当とされなかった採用手法による場合との間で、幅広い観点から費用総額等を比較する段階です。

このため、簡易な検討により採用手法の導入が不適当とされなかった場合に は、当該採用手法に係る詳細な検討を実施するために必要な予算を要求すること 等が必要となると考えられます。

二 検討項目

詳細な検討においては、次に掲げる項目について検討をし、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価することが考えられます。

- イ 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検 討
- ロ 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の 検討
- ハ リスク分担の検討
- 二 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較

- ホ 採用手法に公共施設等運営事業等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
 - (1) 当該事業の長期契約への適否の検討
 - (2) 既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討(開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。)
- へ 採用手法に BTO 方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する 手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

3 優先的検討規程の例

6 詳細な検討

市は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

Ⅷ 評価結果の公表

1 指針の内容

六 評価結果の公表

公共施設等の管理者等は、公共施設整備事業が3四又は五で PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨

ロ 評価の内容(3四口(i)から(vi)に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。)

2 指針のポイント

一 趣旨

採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たすことができます。

なお、PPP/PFI手法を導入する場合にも、評価結果を公表することとすることも考えられます。

二 公表時期

公表時期は公表対象事項によって異なると考えられます。指針では、

「PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨」及び「評価の内容」を公表することとしていますが、後者のうち予定価格の推測につながる事項については、「入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行う」ことが必要です。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 26 年 9 月 30 日一部変更閣議決定)を踏まえたものであり、当該指針においては、入札手続等の公正さを確保するため、予定価格等の公表は契約後遅滞なく行うものとされています。採用手法の評価結果、特に詳細な検討の結果については、予定価格の推測等につながることから、当該指針の趣旨と同様に、入札手続の終了後等の適切な時期に公表することとしています。

また、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び予定価格の推測につながらない事項については、住民及び民間事業者に対する説明に資することから、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞なく公表することが考えられます。

なお、複数の事業に関する公表事項をまとめて公表することも考えられます。

3 優先的検討規程の例

7 評価結果の公表

- ー 簡易な検討の結果の公表
 - イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、5一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期
- ロ その他の方法による評価の結果の公表

市は、5二の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測 につながるものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

市は、6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予 定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした 後、遅滞ない時期
- ロ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

Ⅲ PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

1 指針の内容

- 4 PPP/PFI 手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項
 - ー PPP/PFI 手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

公共施設等の管理者等は、PPP/PFI手法の導入の拡大を図るため、PPP/PFI手法に通暁した職員の養成に努めるとともに、PPP/PFI手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行うことが望ましい。

二 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

公共施設等の管理者等は、地域における具体の案件形成を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金(地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等)で構成された地域プラットフォームを設置するよう努めるものとする。

また、地域における事業機会の創出、地域資源の活用その他地域の活性化を 図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっ ては、事業の特性に応じ、地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査 及び評価を行うとともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させ ることが望ましい。

三 民間事業者からの提案の活用

公共施設等の管理者等は、民間の資金、経営能力及び技術的能力をより広く活用するため、公共施設整備事業の発案、基本構想、基本計画等の策定の段階において、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案を積極的に求めることが望ましい。

このため、インフラ長寿命化行動計画の策定、固定資産台帳の整備等により、民間事業者に対して十分な情報開示を図る必要がある。

民間事業者から提案があった場合は、遅滞なく的確にこれを検討するものとし、その際、「PFI 事業民間提案推進マニュアル」(平成 26 年 9 月内閣府策定)を必要に応じて参考にする。

四 国によるフォローアップ調査及び公表

内閣府は、関係省庁の協力の下、国、地方公共団体及び公共法人に対して優 先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公 表するものとする。

これを踏まえ、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。

2 指針のポイント

指針4の一から三については、各地方公共団体の状況を踏まえた上で、同趣旨の規定を優先的検討規程に置くことが考えられます。

3 参考

ー 地域プラットフォームの活用

PPP/PFI 手法に関する職員への普及啓発、民間事業者への理解促進にあたり、地域プラットフォームで実施されているノウハウ習得のための研修や勉強会も活用できます。また、地域プラットフォームを活用した官民対話(サウンディング)等は案件形成のきっかけとして有効です。

二 民間事業者からの提案の活用

優先的検討の対象となる事業リストをあらかじめ公開することで、公共施設に係る PPP/PFI 手法の活用に関する事業者からの提案を促進することが期待できます。

また、民間提案の受付や問い合わせを受ける担当として、民間提案の対外的な窓口となる部局を明確にしておくことや、民間提案を受けた場合の手続き等を優先的検討と合わせて定めておくことも有効です。(詳細は、「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」を参照。)

三 既存の PPP/PFI 関連のガイドラインとの整合

「PFI活用指針」、「公有財産の利活用方針」、「民間提案制度」、「指定管理者制度のマニュアル」等の各種ガイドラインと整合を図り、優先的検討規程を策定することや、他の PPP/PFI 関連のガイドラインに優先的検討の内容を内包することが重要です。

IX 人口 20 万人未満の地方公共団体における取組等

人口 20 万人未満の小規模な地方公共団体においては、PPP/PFI 手法の導入を検討するルールや体制の整備を促進し、ノウハウ不足やマンパワー不足等の課題に対応することにより、PPP/PFI 手法の更なる活用促進が期待されます。

指針の改定に伴い、新たに優先的検討規程の策定を行う人口 20 万人未満の地方公共団体において、実効性のある優先的検討規程が策定されるよう、先行して規程の策定を行った同規模の団体の取組等を取りまとめました。

今後、新たに策定を行う、または既存の規定の見直しを行う地方公共団体においては、これらの先行事例を参考にしつつ、個々の実情にあせてカスタマイズすることが有効です。

1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉

優先的検討の開始時期は本手引「II 優先的検討の開始時期」に記載がありますが、個別施設計画や基本構想等の策定段階から PPP/PFI 手法の検討を意識しておくことで、庁内の意思統一の円滑化や、重複した検討の合理化による作業量削減等が期待されます。また、予算措置や議会のスケジュールを意識することで手続期間の合理化、手戻りの防止なども期待できます。

基本構想の段階で簡易検討手続の内容を整理し、早期かつ円滑に外部アドバイザーの支援を得る体制を確保することは、マンパワー不足の課題に対して有効であると考えられます。

また、対象事業の捕捉段階での、事業担当課と庁内の PPP/PFI 事業のとりまとめを行う企画・財政部門等との連携が、その後のスムーズな事業化を進める上で重要となります。

【福岡県小郡市(人口約5.9万人)の例】

- 「小郡市 PPP/PFI 導入指針」
 - (2)PPP/PFI手法導入の検討の開始

優先的検討の開始時期は、公共施設等の整備等の方針を検討する時期とします。 具体的な時期は、次のとおりです。

優先的検討の具体的な開始時期

- ① 新たに公共施設等の整備を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- ② 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- ③ 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- ④ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- ⑤ その他の公共施設等の整備等の方針を検討するとき

(3)対象事業の確認

事業担当課は、発案した事業が優先的検討の対象事業であるか確認をします。 対象事業である場合は、PPP/PFI手法導入の検討が必要となります。 次のいずれかに該当する事業を、優先的検討の対象とします。ただし、下記の 基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合 (具体的に民間事業者の参入希望がある場合)で、PPP/PFIの効果が期待 できるものについては、導入の検討を行うものとします。

なお、優先的検討を開始したときは、経営戦略課に報告が必要です。

【大分県別府市(人口約11万人)の例】

PPP 手法の検討に当たっては、より効率的かつ統一的に検討するため、庁内体制におい て、事業担当課と財政課(公共施設マネジメント係)のそれぞれの役割を定めている。 事業担当課は、事業を発案し、基本構想等を策定する段階で財政課(公共マネジメント 係)と協議することとし、財政課(公共施設マネジメント係)は、事業手法の検討にあ たり、全庁的かつ専門的な推進体制を構築することとしている。

2 手続の簡略化による負担軽減

手続の簡略化などの柔軟な運用により、手続き期間の短縮や職員の負担軽減な ど、優先的検討の円滑な実施が期待されます。

具体的には、PFI事業の実施手続上の簡易化や、優先的検討における簡易な検 討の省略、採用手法の評価において定性的評価やサウンディングを有効活用する 方法等を紹介します。

PFI事業実施手続の簡易化

「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」に基づき、 基本構想/基本計画と事業手法検討等(優先的検討)の一括実施や過去の類似の PFI 事 業の VFM の実績を用いた客観的評価を行うなどにより、手続き期間の短縮や手続き上の 負担軽減が見込まれます。

基本權想 導入可能性調查 基本計画 0 実施方針公表 通常のPFI 民間事業者の募集 特定事業選定 当該施設の目的 具体的な必要機能 施設構成 基本構想、基本計画 における施設整備概 1 1 意質見問 当該施設の必要 ング、動線 性 事業用地 ゾーニング、 概略事業費 要の確認 3 4 5 (2) 事業スキーム(期間、 業務範囲、リスク分担等) 招請答 (6) 基本計画図 需要予測、概略 市場調査 事業手法評価(VFM 評価含む) の手続 手続簡易化 意見招請のみ実施 同一時期に実施 同時実施 一括作成 の方策 手続を簡易化した場合② PFIを含む 要求水準書(案)公表 民間事業者の募集 基本構想・ 基本計画·実施方針· 0 事前の 事業手法検討調査 要求水準書(案)策定 意見招請 庁内検討 具体的な必要機能 施設構成 ゾーニング、動線 要求水準書(案)作成 概略事業費 基本計画図 当該施設の目的 当該施設の必要性 事業用地 0000 事業手法の事 前検討 基本構想検討 に向けた予算 要求等 需要予測、振路規模 事業手法評価(過去事例、参考 VFM) 2 事業スキーム(期間、業務 範囲、リスク分担等) 基本計画·実施方針 市場調査実施方針策定 ※事業手法検討項目 要求水準書(案)作成から 事業者選定アドバイザー業務 を一括発注して実施 (簡略化の例)優先的検討を基本構想段階で同時に実施 ※基本構想・基本計画は従来手法においても策定

〈簡略化の例 基本構想と事業手法検討の一括実施〉

出所「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル (平成 26 年 6 月) |

■ 簡易な検討の省略

指針では、「当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、簡易な検討及び詳細な検討を経ることなく当該採用手法の導入を決定することができる」とされています。また、優先的検討規程の例として、「当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式については、簡易な検討を省略し、手法の決定ができる」としています。

これらを踏まえ、簡易な検討を省略した事例を参考にすることで、より柔軟な運用を 図ることが考えられます。

【石川県かほく市(人口約3.5万人)の例】

- 基本構想段階で、建設事業が主で、施設整備費用が 10 億円を超えることが明らかという判断により、優先的検討における簡易検討を省略し、外部コンサルタントによる詳細検討を行った。
- 簡易検討を省略することで、短期間で効率的に進められた。

■ 定性的評価やサウンディングの有効活用

簡易検討の段階で、定性的評価や民間事業者へのサウンディング結果などをもとに、 導入可能性調査などの詳細検討に進めている事例もあり、簡易検討の円滑化や負担軽減 が期待できます。また、地元民間事業者の参画を期待する場合は、地域プラットフォームを活用したサウンディングも有効です。

ただし、定性的評価やサウンディング結果により、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価する場合は、客観的な評価結果として公表することを踏まえ、評価の視点が十分であるか検証することが重要です。

これらの実施については、「別紙2 事業概要調書」、「別紙7 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書」を活用することが考えられます。

【岐阜県美濃加茂市(人口約5.7万人)の例】

- 定性的評価の具体的な方法や評価項目について、具体的に記載している。
- 実際の整備事業においても、地域プラットフォームやサウンディング型市場調査を有効 に活用することで、民間事業者の意向を把握することができた。

定性的な評価内容

- (1) 民間事業者への意見聴取(官民対話)を踏まえた評価
- ≪官民対話の例≫
 - 〇地域プラットフォーム(中部ブロックプラットフォーム、ぎふPPP/PFI推進フォーラム)の活用 (p.32参照)
 - 〇サウンディング型市場調査(p.33参照)
- ② 類似事例の調査を踏まえた評価
 - 〇先進事例集、ウェブサイトの活用(p.62、63参照)
- ・官民対話は、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(内閣府・総務省・国土交通省作成)」を参考に実施します。
- ・定性評価は、官民対話等により次の事項等を確認し、総合的に導入の適否を判断します。
- (1) 民間ノウハウの活用可能性の有無
- (2) 民間事業者の参画意向の有無
- (3) 住民サービスの向上可能性
- (4) 事業目的の達成実現性
- (5) 制度的制約の有無

出所:美濃加茂市 PPP/PFI 導入 ガイドライン【第3版】

3 優先的検討の対象事業の考え方

「皿 対象事業 1 対象事業の基準 留意点」に記載のとおり、多様な PPP/PFI の展開として、規模の大きいハコモノの建設のみならず、規模の小さい 施設や、インフラ等の維持管理・修繕・更新、運営など活用の裾野を拡大することが重要です。

優先的検討の対象事業、「Ⅲ 対象事業 1 指針の内容」では検討対象事業の事業費の基準が示されていますが、小規模な地方公共団体では、当該基準を満たす事業が存在しないことも多くあります。その一方で、一律に基準を引き下げた場合、検討作業等の負担が大きくなりすぎる懸念があります。対象事業の金額基準のみならず、業務内容や事業分野等も合わせて検討し、柔軟な運用を見据えた設定を行うことが有効であると考えられます。

事業費基準を柔軟に運用し、検討対象を広げている事例や、事業費以外の基準を設けている事例を参考に、各団体の状況に応じて優先的検討の対象事業をカスタマイズすることが、PPP/PFI手法のより一層の活用に有効と考えられます。

なお、規程を策定した後も、その運用状況を踏まえ、優先的検討が適切に行われるよう、事業費基準の見直しを検討することも重要です。

■ 対象事業の基準を見直した例

過去の施設整備事業や、維持管理業務の実績等にもとづき、独自の基準を設定した参 考事例を掲載しています。設定にあたっては、これらの先行事例を参考にしつつ、各団 体の状況を踏まえ、対象外とする事業についても、柔軟な運用を可能にするなど、幅広 く PPP/PFI 導入の検討対象とする観点が重要です。

【京都府京田辺市(人口約7.4万人)の例】

- 規程の策定に当たっては、市における過去の施設整備事業の実績や将来的な事業の実施 見込みなどに鑑み、優先的検討の対象となる事業が継続的に創出されるよう設定されて いる(設計・建設等の事業費総額の基準:5億円以上、単年度の運営費の基準:5千万 円以上)。また、検討対象外とする事業を必要以上に設けないこととしている。
- 対象外とする事業は「道路及び河川の整備・維持管理並びに上下水道施設及び上下水道 管路の整備・維持管理に関する事業」であるが、これらの事業については、「上・下水 道ビジョン」等の諸計画に基づき、事業手法について適切に判断することとしている。

【岐阜県美濃加茂市(人口約5.7万人)の例】

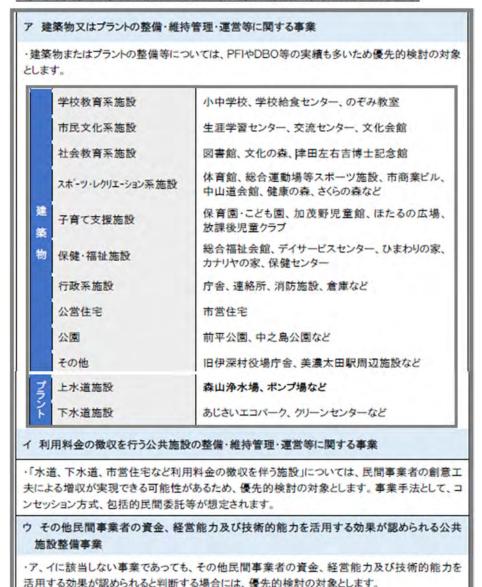
- 幅広く PPP/PFI 推進の可能性を創出するため、主に以下の基準にカスタマイズしている。
- 特に運営等のみを行う事業は、事業費基準を設定しないこととしている。
- 「道路、橋梁、トンネル」の整備等は優先的検討の対象外としているが、PPP/PFI手法 導入の検討を妨げるものではないという内容を含めることで、柔軟性を持たせている。

優先的検討の対象事業は、<u>次の①及び②の両方を満たす事業</u>とします。ただし、<u>②の事業費基準に満たない事業についても、必要に応じ優先的検討の対象とすることができるものとします。</u>

優先的検討の対象事業

- ① 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業
- ② ア 事業費の総額(設計から建設、製造又は改修までに要する費用、用地取得費その他必要経費を含む。=整備費)が1億円以上の公共施設整備事業
 - イ 運営等のみを行う事業は、事業費基準を設定しない

①の基準は、下記の事業を優先的検討の対象とするものです。「道路、橋梁、トンネル」の整備等は優先的検討の対象外ですが、PPP/PFI手法導入の検討を妨げるものではありません。



出所:美濃加茂市 PPP/PFI 導入 ガイドライン【第3版】

■ 事業費以外の基準を設定した事例

対象事業について、建物だけでなく、インフラ施設や土地についても、地方公共団体の実情に合わせた基準を設定することが可能です。また、その際には、総合施設管理計画等の上位計画と連動することで、庁内での合意形成等、効率的な運用が期待できます。

【山梨県甲府市(人口約18.6万人)の例】

- 民間活力の活用による事業の効率化及び市民サービスの向上を図るため、事業担当課に おける PPP の積極的な導入を支援する事を目的にガイドラインを策定している。
- ガイドラインは、市の公共施設等総合管理計画とも連動しており、優先的検討の対象は、 公有財産のうち、建物、インフラ資産及び土地に関する事業としている。
- 市の公共施設再配置計画と連動させるため、優先的検討の対象事業に、敷地面積 3,000 m²、延床面積 1,000 m²以上の要件を加えている。



出所:甲府市公共施設等マネジメントにおける PPP 導入ガイドライン【概要版】

■ 事業費の基準を設けない、又は金額基準以外の基準を設定した事例

検討対象基準となる金額等を設定していない事例について、先行事例として全国的に PPP/PFI 手法が多く活用されている場合は事例を根拠として検討対象事業とする運用も 行われています。

【沖縄県読谷村(人口約4.1万人)の例】

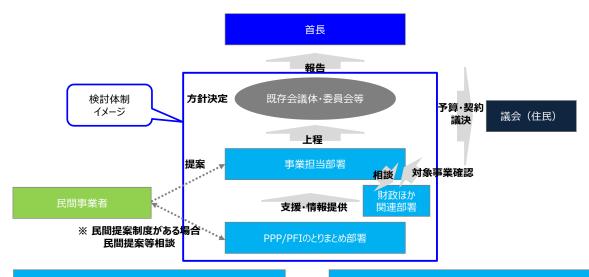
- 金額にとらわれずに柔軟に検討を行うために、規定には対象の金額基準の設定はしない。
- 手引書の中で「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」における基準と小規模自治体における優先的検討規定での対象事業の基準を例示。

4 庁内体制の整備

優先的検討規程の策定、円滑な運用に際しては、庁内の体制構築が重要で、具体的には、とりまとめ部門と、財政部門、事業所管部門、事業実施部門等の連携が確保されていることがポイントとなります。

また、とりまとめ部門に PPP/PFI 手法のノウハウが蓄積され、事業化の伴走、 定期的な研修、情報周知など、各関連部門への支援体制が構築されていること で、規程の円滑な運用が図られている事例があります。とりまとめ部門の設置が 難しい場合は、既存部門が業務分掌で役割を兼務している事例もあり、団体毎に 工夫がされています。

以上を踏まえ、規程に合意形成のタイミングを明確化した運用時のフロー、庁内体制、各部門の役割を明記することが、規程の運用における負担軽減に有効です。



事業担当部署の役割

(優先的検討前)

- 対象事業の事業規模等、将来的な優先的検討に必要な情報を整理
- 先行類似事例のPPP/PFI事例の情報を収集・整理
- 様々な事業手法を検討しうる余裕を持ったスケジュールを検討
- 基本構想策定する段階でとりまとめ部署や財政部署等と協議

(簡易検討時)

- 事前に収集した上記の情報をもとに、定量評価・定性評価を実施
- 必要に応じて、民間事業者の意向を確認
- 大まかなスケジュールの策定や事業手法の候補を抽出

(上記は優先的検討前の基本構想や基本計画の調査等に含めることも可)

(詳細検討以降)

- 既存会議体・委員会等の意見を踏まえ、予算化等の手続きを実施
- 事業者の公募・選定、契約、モニタリングを実施

PPP/PFIのとりまとめ部署

(規程策定)

- 対象事業の選定・事業手法の検討・決定方法等を統一化
- 全体方針や個別施設方針を定めるタイミング(上位計画や基本構 想・基本計画等)で、対象事業を可能な限り早期に補足できるよう、 団体毎のプロセスに合わせて確認するタイミング、方法を明確化
- 優先的検討前のプロセスを含め、事業担当部署や関連部署の役割を 明確化

(規程運用/事業推進)

- 事業担当部署の手続き面の全般的なフォロー
- 民間提案制度がある場合、民間事業者と事業担当部門を繋ぐ窓口 を担当し、必要に応じて民間提案を求めるリストのとりまとめや公表
- 地域プラットフォームなどの活用や案内、PPP/PFI関連の庁内研修● PPP/PFI関連の支援策やマニュアル・ガイドラインの収集と庁内周知● 推進にあたっての支援と検討プロセスの見直し

都道府県や連携中枢都市圏等の広域連携の繋がり、地域プラットフォーム等の他、内閣府の支援メニューである ワンストップ窓口等、団体の状況に応じて相談しやすいルートを活用することが有用

規程運用時の庁内の役割分担イメージ 図 2

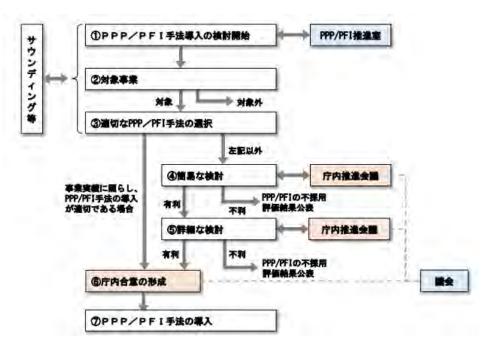


図 3 合意形成のタイミングを明確化した運用フロー

出所: 内閣府「令和2年度 山陽小野田市における PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用及び宇部市に おける PPP/PFI 民間提案活用に関する調査検討支援業務 報告書」

■ 規程策定体制の事例

【福岡県小郡市(人口約5.9万人)の例】

- 内閣府の支援策を活用し、優先的検討規程を策定。規程策定時に官民連携の WG (ワーキンググループ)を立ち上げ、既存の会議体で合意形成を図る等の工夫を行っている。
- 上記について、規程を策定する過程で、企画・財政部門、建築部門、その他公共施設を 所管する各担当部門を巻き込み、情報共有しながら進めることで、その後の庁内検討体 制の構築や PPP/PFI 推進の機運の醸成に繋げている。
- 官民連携の WG は、8 月末から開始し、3 回の開催で原案を作成した。12 月に既存の会議体に示し、翌年の2月に公表した。
- 策定段階での庁内勉強会の開催や策定後の第 4 回 WG での職員への啓発など、PPP/PFI 推進に向けた全庁的な取組を行っている。

	開催日	開催内容()内は説明者・講演者	
第1回	令和元年8月23日	説明「ワーキンググループについて」(市) 説明「小郡市の緊急財政対策計画について」(市) 講演「なぜ官民連携 (PPP/PFI) が必要なのか」(受託者) 意見交換「公共施設の現状と PPP/PFI の可能性について」	
第2回 令和元年10月11日	令和元年10月11日	庁内勉強会 講演「鳥取市における FM 推進と PPP (公民連携) の必然性」 講師 鳥取市総務部財産経営課資産活用推進室資産活用係 係長 宮谷 卓志 氏	
	ワークショップ テーマ①「PPP/PFI の必要性」 テーマ②「PPP/PFI 優先的検討規程の必要性」		
第3回	令和元年11月26日	説明「PPP/PFI優先的検討規程策定について」(市) 講演「PPP/PFI手法導入の流れについて」(受託者) 意見交換 ・優先的検討規程の対象事業の基準、事業の例外等	
第4回	令和2年2月17日	講演「地域における PPP/PFI の推進について」 講師 内閣府 民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦 氏 説明「小郡市 PPP/PFI 導入指針について」(市) 意見交換「小郡市 PPP/PFI 導入指針について」(受託者)	

	優先的検討規程のボイント	小郡市PPP/PFI導入指針に盛り込まれたもの
1	統括部署と推進体制が規程上記載 されていること。	統括部署「経営戦略課」 意思決定機関「行政改革推進本部」
2	事業費の基準が地方公共団体の規 模にあったものとされている。	事業費水準 建設、製造又は改修の事業費総額 3億円以上 単年度の運営費 5,000万円以上
3	対象外事業についても、PFI指針 以上に付け加えない。	学校教育施設、市営住宅を追加

出所: 内閣府「令和元年度 小郡市における PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討 支援業務 報告書」【概要版】

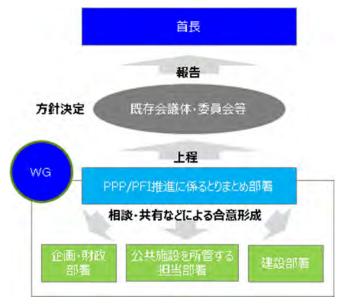


図4 規程策定時の庁内体制のイメージ

- 人口 20万人未満の地方公共団体の規程策定状況/内閣府の支援策 -

- ◆ 規程の策定に当たっては、人口規模が同規模の団体が策定している優先的検討規程の内容(特に規程における検討対象事業の考え方や工夫)を参考にすることも有用です。
- ◆ 人口 20 万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定状況は、下記の内閣府の HP に掲載しています。

(https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/sakuteizyoukyou/sakuteizyoukyou.html)

◆ また、内閣府の支援策として、「PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援」を実施しています(下記 URL は、過年度の支援調査結果)。興味関心がある場合は、本手引末尾の内閣府の連絡先へお問い合わせください。

(https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/anken_chousagaiyou/anken_chousagaiyou.html)

■ とりまとめ部門の設置の事例

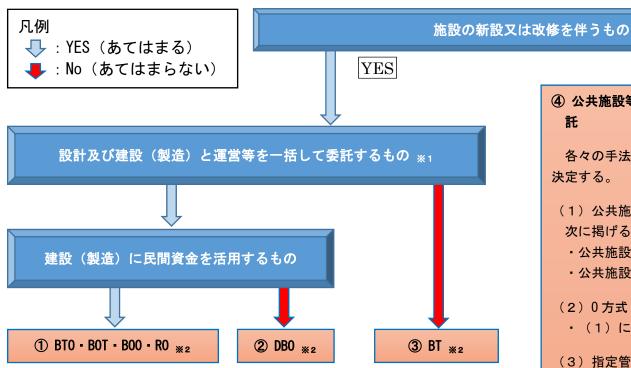
地方公共団体の規模によっては、専門部署の設置が難しいことも考えられ、人口規模が小規模な地方公共団体の先行事例においては、将来的な優先的検討を円滑に主導しやすい部署が主な役割を担っています。

具体的には、総合計画等の所管部署(企画系部署)、公共施設等総合管理計画等の所管部署(アセットマネジメント系部署)、行財政改革を所管する部署など、企画系部署・営繕部署・財政部署と連携が図りやすい部署が想定されます。また、総合計画や公共施設等総合管理計画等の所管部署がとりまとめ部署となることで、上位計画においてPPP/PFI事業の導入や広域化等の検討対象とした事業について、優先的検討の開始時期における取りこぼしを防止することができます。また、とりまとめ部署が組織的なアセットマネジメント全体を把握して進める体制となっていることが、PPP/PFIを推進する上でも重要です。

【京都府京田辺市(人口約7.4万人)の例】

● PPP/PFI の情報・相談を一元化し、事業担当部署と伴走する体制をとるため、各施設の所管部署、企画・財政部署等で構成する「公共施設マネジメント推進会議」を、庁内での推進主体としている。

採用手法選択フローチャート



- ※1 例えば、(1)新たに建設(製造)を行う公共施設等についても、別の公共施設等ととも に一括して当該公共施設等を新たに建設(製造)を行う民間事業者以外の者に運営等を委託す ることによって、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合、(2) 当該公共施設等に係 る将来の状況の変化が大きい(急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想 される)ことから、建設(製造)後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場 合等は、「No」を選択することが考えられる。
- ※2 これらの手法については、公的不動産の利活用(定期借地権方式、公共所有床の活用、占 用許可等の公的空間の利活用等)と併せて実施することも考えられる。

④ 公共施設等運営事業、0 方式、指定管理者制度又は包括的民間委 託

NO

各々の手法の下記特徴を踏まえて、簡易な検討の対象とする手法を 決定する。

(1)公共施設等運営事業

次に掲げる事項の全てに該当する場合に採用することができる。

- ・公共施設等の管理者等が公共施設等の所有権を有していること
- 公共施設等が利用料金の徴収を行うものであること

(2) 0 方式

(1)に該当しない場合でも採用することができる。

(3) 指定管理者制度

・公共施設等が地方自治法に基づく「公の施設」に該当する場合に 採用することができる。

(4)包括的民間委託

公共施設等の維持管理又はこれに関する企画に掲げる二以上の種 類の業務について、民間事業者に一括して委託する場合に採用す ることができる(下水道の包括的民間委託、水道の第三者委託

別紙2 事業概要調書

記入日: 年 月 日

部局名		
事業名称		
事業概要	事業目的	
事未 伽女	事業内容	
	所在地	
	敷地面積	
用地	用地確保	□ 市有地 □ 民有地(□ 買収・□ 賃借)
	計画上の規制	
		延床面積:
	事業規模	
建設		
建议		□ 新設・増設 □ 現地更新 □ 移転更新 □ 大規
	整備種別	模修繕・改修 □ 統合・複合化
		□ その他 ()
	用地取得費	
	設計•建設費	
概算事業費	維持管理・運	
	営費 (年間)	
	総事業費	
事業スケジュール		
補助制度の有無		□有
		名称 ()
		制度内容:
		□ 無
先行類似事例		
儿门块似乎例		

- ※評価にあたり、参考資料などを別途加えることができる。
- ※ 本 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書に記載している項目はあくまでも一例であり、 個別の事業の特性、地域の特性等に応じてその内容を記載することが必要です。

3-1 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PF I 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

別紙3-2 PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠 PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等

事業期間 割引率

五八心以行り正備寸(左口寸	
を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び	
配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	
(2) 採用手法を導入した場	合の費用の算定根拠
公共施設等の整備等(運営等	
を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び	
配当	
(3) その他の仮定	

別紙4 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書(記載例)

	23494 1 111/11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	少间勿足里叶叫讷言(心取 例/
PPP/PFI 手法簡 易定量評価調書 (記載例)※	従来型手法の費用等(PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用	50.0 億円	45.0億円 (式:50億円(整備費)×0.9(削減 率10%)=45億円)
<算出根拠>	類似事例である○○事業の床面積当た りの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用	10.0 億円 (式:50 百万円(運営等費)/年×20 年(期間))	9.0億円 (式:50百万円(運営等費)/年 ×0.9(削減率10%)×20年(期 間))
<算出根拠>	類似事例である○○事業の収入を元に 本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 (式:10 百万円/年(年間利用料金収 入)×20 年(期間))	2.2 億円 (式:10 百万円/年(年間利用料金収 入)×1.1(増加率10%)×20年(期 間))
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当た りの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 (式:50 億円(整備費用)×75% (起債充当率)×起債利率 1.3%・償 環期間 20 年の元利均等償還)	9.0億円 (式:45億円(整備費用)-0.1億円 (資本金)=借入金44.9億円、借入 金の利率1.8%・返済期間20年の元 利均等返済)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起 債償還方法(償還期間、償還方法)を 元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率 に 0.5%ポイントを上乗せ
調査等費用	_	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業 務委託の費用の想定
税金	_	0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出
税引後損益	_	0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計(現在価値)	51.7億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円、8.7%
その他 (前提条件等)		引 20 年間 3 2. 6%

[※] 本 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素はあくまでも一例であり、下記の「記入上の注意」 1 に記載するとおり、個別の事業の特性、経済情勢等に応じてその内容を記載することが必要です。

【記入上の注意】

1 全ての採用手法に共通する事項

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載する各費用等の要素については、個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率及び利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表(別紙4参照)に記入することで算定することが考えられます。

なお、各費用等の要素については、次の表に掲げるものについて記載する ことが考えられます。

簡易な検討における要素の要否

	① вто-вот-воо-го		② DBO		3 вт		④ 公共施設等運営権·O 方式·指定管理者制度· 包括的民間委託	
	PSC	PPP/ PFI	PSC	PPP/ PFI	PSC	PPP/ PFI	PSC	PPP/ PFI
公共施設等の整備等(運 営等を除く。)の費用	0	0	0	0	0	0		_
公共施設等の運営等の 費用	0	0	0	0			0	0
利用料金収入	事案による	事案による	事案による	事案による	ı	ı	事案による (公共施設等運営 権方式の場合必 須)	事案による (公共施設等運営 権方式の場合必 須)
資金調達に要する費用	0	0	(官が調達)	(官が調達)	〇 (官が調達)	〇 (官が調達)	_	_
調査に要する費用		0		0	_	0	_	*
税金(SPCに係るもの)	_	0	_	0	_	_	_	*
民間事業者の適正な利 益及び配当(税引後損 益)(SPCに係るもの)	_	0	_	0	_	_	_	*

[※] 公共施設等運営事業及び 0 方式の場合は計上することが必要な費用の要素

2 採用手法がフローチャート結果①の手法(BTO 方式等)である場合

ー 従来型手法による場合の費用 (PSC) 等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等(運営	基本構想、基本計画等において想定されている施設の
等を除く。)の費用	設計、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の
	運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を
	行った場合の費用
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及	算入しない
び配当(税引後損益)	

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

公共施設等の整備等(運営	$PSC \times 0.9$
等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	PSC×0. 9
利用料金収入	PSC×1.1 (民間事業者が提供するサービスの質が利用
	料金収入に大きく影響する事業の場合に限ります。)
資金調達に要する費用	公共施設等の管理者等が自ら資金調達をした場合にお
	ける金利に 0.5%ポイントを上乗せした額
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算
調査に要する費用	2500 万円~6000 万円程度
税金	損益×32.11% (平成 27 年度法人実効税率)
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算。
	ただし、BOT 方式及び BOO 方式の場合にあっては、別

	途不動産の取得及び保有に係る税負担が発生すること
	に留意。
民間事業者の適正な利益及	資本金の額:1000万円~1億円
び配当(税引後損益)	EIRR: 5% (EIRR (Epuity Internal Rate of
	Return)とは投資家から見た内部収益率のこと。資本
	金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本
	金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しく
	なる割引率。今回は便宜的に「配当」ではなく「税引
	後損益+割賦原価-借入金元本償還」で計算。以下同
	じ。)
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算

- ※ 幅のあるものについては、特段の事情がない限り最低の金額を用いることが考えられます。
- ※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。
- ※ 不動産の取得及び保有に係る税負担としては、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が考えられますが、BOT方式についてはこれらについてそれぞれ次に掲げる租税特別措置があります。
 - 不動産取得税:PFI 法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一 定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当 する額を価格から控除する課税標準の特例措置(詳細については地方税法 附則第11条第6項及び第8項を参照してください)
 - ・ 固定資産税及び都市計画税: PFI 法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋及び償却資産の課税標準を2分の1とする特例措置(詳細については地方税法附則第15条第17項及び20項を参照してください)
- ※ 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用、公共施設等の運営等の費用については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均費用削減率が約10%であったことからPSC×0.9としています。
- ※ 利用料金収入については、平成 25 年度及び平成 26 年度内閣府導入可能性 調査における平均利用料金収入増加率が約 10%であったことから PSC×1.1 としています。
- ※ 公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用については、共同発行市場 公募地方債の過去 10 年間(平成 17 年度~平成 26 年度)平均約 1.3%を勘案 して 1.3%としています。一方、民間事業者の資金調達に要する費用につい ては、PFI 事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公 共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高いことが想定される ため、公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用に 0.5%ポイント上乗 せした 1.8%しています。
- ※ 調査に要する費用については、「地方公共団体における PFI 事業導入の手引き」(平成 17 年 3 月内閣府民間資金等活用事業推進室)における導入可能性調査費用(400 万円~700 万円程度)及びアドバイザリー業務費用

- (2,000 万円~5,000 万円程度) を合計し、2500 万円~6000 万円程度としています。
- ※ 民間事業者の適正な利益については、「VFM 簡易計算ソフト」(平成 20 年 国土交通省)及び「公立学校耐震化 PFI マニュアル」(平成 20 年 10 月文部 科学省)を参考にしています。

三 その他の仮定

事業期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間
割引率	●. ●%
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて現在
	価値化

※ 事業期間に近い償還年限の国債利回りについて、適宜過年度平均を行って 算出。詳細検討時の設定値においては、民間事業者からのヒアリングや、類 似施設・事業期間の事例、金利情勢・リスクを勘案した割引率とすることが 重要です。

3 採用手法がフローチャート結果②の手法(DBO 方式)である場合

ー 従来型手法による場合の費用 (PSC) 等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等(運営	基本構想、基本計画等において想定されている施設の
等を除く。)の費用	設計、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の
	運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を
	行った場合の費用
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及	算入しない
び配当(税引後損益)	

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

公共施設等の整備等(運営	PSC×0.9
等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	PSC×0.9
利用料金収入	PSC×1.1 (民間事業者が提供するサービスの質が利用
	料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。)
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2500 万円~6000 万円程度
税金	損益×32.11% (平成 27 年度法人実効税率)
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算
民間事業者の適正な利益及	資本金の額:1000 万円~1 億円
び配当(税引後損益)	EIRR: 5%
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算

[※] 必要に応じて、上記2に記載している①の手法(BTO 方式等)における算 定方法の考え方を参照してください。

4 採用手法がフローチャート結果③の手法(BT 方式)である場合

ー 従来型手法による場合の費用 (PSC) 等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

	-
公共施設等の整備等(運営	基本構想又は基本計画等において想定されている施設
等を除く。)の費用	の設計、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を
	行った場合の費用
	※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及	算入しない
び配当(税引後損益)	

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

公共施設等の整備等(運営	PSC×0.9
等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2500 万円~6000 万円程度
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及	算入しない
び配当(税引後損益)	

[※] 必要に応じて、上記2に記載している①の手法(BTO 方式等)における算 定方法の考え方を参照してください。

- 5 採用手法がフローチャート結果④の手法(公共施設等運営事業、0方式、 指定管理者制度又は包括的民間委託)である場合
 - ー 従来型手法による場合の費用 (PSC) 等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等(運営	算入しない
等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の
	運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及	算入しない
び配当(税引後損益)	

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

公共施設等の整備等(運営	算入しない
等を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	PSC×0. 94
利用料金収入	利用料金収入がある場合には、PSC×1.02(民間事業
	者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影
	響する事業の場合に限ります。)
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及	算入しない
び配当(税引後損益)	

- ※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。
- ※ 上表は、指定管理制度を前提としたものですが、これ以外の民間事業者に 運営等の業務を委託する手法(公共施設運営権方式、0方式、下水道の包括

的民間委託、水道の第三者委託等)を活用できる場合は、当該手法を活用することでより効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる場合もあります。 例えば、公共施設運営権方式を活用する場合には、いわゆる更新投資や利 用料金の決定等を含め民間事業者に委ねることにより、運営等費の削減率、

利用料金収入の増加率がより高まり、調査等が発生することを勘案しても、 採用手法の費用総額がより一層削減することが期待できます。

- ※ 公共施設等の運営等の費用については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」(平成20年12月内閣府政策統括官(経済財政分析担当))における費用削減率が約6%であったことからPSC×0.94としています。
- ※ 利用料金収入については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の 導入効果」における利用料金収入増加率が約2%であったことから PSC× 1.02 としています。

別紙5 簡易な検討の計算表

		D計算表≫ (単位:千l	円、年)				のセルに想定されて	いる条件を入力して下さい。な	お、全ての入力が終了	了しましたら、左側の「VFM	計算」のボタンをクリックし	て下さい。										
	■前提条件			従来型手法	採用手法	採用手法	右記のセルに記載さ	れている数値を「PPP/PFI手法 前提	簡易定量評価調書」 条件の入力方法	に記載して下さい。				仮定した前提条件				■簡易VFMの結果	従来型手法	採用手法	VFM	
	~ 14				の条件		採用手法(「①BTO・E	OT-BOO-ROI, 「②DBOI, 「③	BTI、「④指定管理者制	別度」)から選択して下さい。				以足した刑徒末円				100		1本川子本	0	
	手法	整備期間		従来型手法 1年	從來手法=採用手法	BOO • RO	(BOT・BOOは固定資 F 1年間に設定してあり	産税等は考慮されていません。) ます(変更できません)。			1年間と	反定						金名		0	#DIV/0!	
	事業期間	維持管理·運営期間			從来手法=採用手法	04	F 1~50年間から選択し	て下さい。			20年間							※現在価値のVFM				
	李朱州비	整備費	he str 4 (1)				0 従来型手法の整備費	と、採用手法におけるコスト削減	割合(%)を記入して下	さい。			0%の削減を見込めると仮				in \	※VFMは現在価値に搭	算して比較を行うこととなってし	ます。		
		維持管理·運営費(1 利用料金収入(1年当				0/±	F 従来型手法の維持官 様来型手法の利用料	理・運営費と、採用手法における 金収入と、採用手法における収	コスト削減割台(%)を 入増加割合(%)を記入	して下さい。	採用手	は従来型手法から10 は従来型手法から10)%の削減を見込めると仮)%の増加を見込めると仮	定(今回は、従来型手法 定(今回は、従来型手法	50日万円/年、採用 10百万円/年、採用	-法45日カ円/年と仮え =法11百万円/年と仮え	E)	■PPP/PFI手法簡易兒	量評価調書			
	費用·収入	現在価値への割引率	ž.		從來手法=採用手法	0.09	% 現在価値への割引率	を記入して下さい。(事業期間に	近い償還年限の国債和	利回りについて適宜過年度 ³	平均を行い算出) 事業期間	間に近い償還年限20年	Fものの国債利回りについ	て、過年度平均を行って	算出			整備等(運営等を除く。)	従来型手法 費用 0.0億円		採用手法 0.0億円	
	資金面の内容	整備費に対する補助	金・交付金の割合				整備費に対する補助	金・交付金の割合(%)を記入して	下さい。		整備費(対する補助金・交付:	金の割合を入力					〈算出根拠〉 運営等費用	0.0億円		0.0億円	
		整備費に対する起債 整備費に対する一般	[の割合				整備費に対する起債	の割合(%)を記入して下さい。 財源の割合(%)を記入して下さい			整備費!	対する起債の割合を 対する一般財源の割	入力					〈算出根拠〉 利用料金収入	0.0億円		0.0億円	
		整備費に対する民間	資金の割合	-		整備費の1009	%「100%-(補助金・交 % 小計が100%になるこ	付金の割合+起債の割合+一	設財源の割合)」が自動	助計算。BT・DB、DBOでは0		対する民間資金の割						〈算出根拠〉 資金調達費用				
	整備費に対する	済金調達の内容		小計を↑100%にし	て下さい	1003	かれか100がになるこ	ことを確認しているい。										〈算出根拠〉	0.0億円		0.0億円	
		補助金・交付金の金 起債金額	額	0			0				整備費の)資金調達について、	補助金・交付金の額が自動 起債の額が自動計算される	ます。				調査等費用 〈算出根拠〉	_		0.00億円	
		一般財源の金額 起債金利		0	從来手法=採用手法	0.09	0 % 起債金利を%で入力	して下さい。			起債金利	を1.3%と仮定	一般財源の額が自動計算	されます。				税金 〈算出根拠〉	_		0.00億円	
		起債償還期間 起債償還方法			從来手法=採用手法 從来手法=採用手法		# 維持管理·運営期間(期限一括、元利均等。	こなります。 . 元金均等から選択して下さい。			起債償沒	表法を20年間の元和	りちている。					税引き後損益			0.00億円	
	整備費に対する	5公共側の資金調達			101-7 M 10-11 7 M	• •		額を記入して下さい。(標準は10)	55D)		资本全部	養10百万円と仮定						〈算出根拠〉	0.0億円		0.0460	
		資本金額 借入金額		_			0 「民間資金の金額ー〕	資本金額」が自動計算。	m-V11/		借入金組	Rを10日ガロとW.E 順は整備費から資本金 川は起債金利+0.5%の	を滅じた金額と仮定					〈算出根拠〉			0.0億円	==
		借入金利 民間事業者の借入其	用間	_		02	民間事業者の借入金 F 維持管理・運営期間(借入金4 借入金6	リル延恒並利+0.5%の)返済方法は20年間()1.8%と仮定 維持管理・運営期間と同じ)の元利均等返済と仮	È			合計(現在価値) 財政支出削減率	0.0億円		0.0億円 :DIV/0!	
VFM計算	採用手法におり	ける整備費の資金調達 割賦金利		_		0.09	% 民間事業者の借入金	利になります			公共が見	民間事業者に支払う整	備費の対価の割賦金利は	借入金利と同じ1.8%と	仮定			その他(前提条件等)	事業期間年間	割引率0%		
		割賦期間	-	_		0 [±]	F 維持管理・運営期間 6 実効税率は32.11%を	こなります。		·	公共が見	民間事業者に支払う整	備費の対価の割賦払いは 実効税率)の法人税を想定	20年間(維持管理·運奮	期間と同じ)の元利	均等払いと仮定						
力が終了しましたら、 /FM計算」のボタンを	採用手法の内容	調査等費用		-			調査等費用を記入して	て下さい。(標準は25,000千円に	なります。)		調査等	関東を25百万円と仮定										
rrmat身」のホタンを て下さい。	1本川ナ本の内	採用手法における対	価の調整	-			採用手法における対	画の調整額で、自動計算されます 資本金に対する配当等の利回り)	。 を記入して下さい / 個	■第 け594にかいます \	民間事	者のEIRRに必要ない ま者の収益均当額に	又益相当額が自動計算されて、EIRRを5%程度にする	はます。 収益相当額と信仰								
	採用手法の民	民間事業者のEIRR(間事業者の収益	X ()	_			民間事業省の収益()	スペヹに対する祀ヨ寺の利回り)	c ni ハし い トさい。(様	F-1407の1~4りまり。/	氏间事	マョッな無相ヨ観さし	、、CIKKで579性及にする	w⊒和∃mCW走。								
換算割合		1	1 1.00	00 1.000	1.000	1.00	0 1.000	1.000 1	.000 1.00	00 1.000	1.000	1.000	1.000 1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000 1.000	1.000 1.00	1.000	1.000	1.000
価値換算後の割合(前年度を1)=1/(1+割引 での公共の収支	率))	整備期間	維持管理·運営期間							-	-				-	-	-				-	
補助金・交付金分支払	仮定した内容		1	2	3	4	5	6 7	8	9	10 11	12	13	14	15	16	17 18	19	20 21	22	23	24
一般財源		0 0		0 0			0		0	0		0			0		0				0	
起債元金·償還元金 費 起債金利	0.0			0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
用	0.	年 (0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0
行金分収入	+	0 0		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
收入	0.	年		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
(A)-(B)				0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
収支					U		0	- U	U	0	U U	Ч	oj c	η σ		- U	oj .	oj oj	Ч	0 0	- U	
の公共の収支	仮定した内容	整備期間	維持管理·運営期間	2	3	4	5	6 7	8	9	10 11	12	13	14	15	16	17 18	19	20 21	22	23	24
補助金·交付金分支払 一般財源		0 0																				
起債元金・償還元金 主費 起債金利	0.0	0		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
D対価 割賦元金 割賦金利	0.0	0		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
対価	0.	年		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
こおける対価の調整 用	0.	0 (U 0	0		0	0	U	0	0	U	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0
交付金分収入		0 0	0	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0
A)-(B)	+	(0	0 0	0		0 0 0 n	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0 0 0	0	0
支			0	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
見間の損益		整備期間	維持祭理. 海營 900	9																		
	仮定した内容		維持管理・運営期間	2	3	4	5	6 7	8	9	10 11	12	13	14	15	16	17 18	19	20 21	22	23	24
対価 <u>一括受領分</u> 割賦元金		0	,	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
割賦金利対価	0.	年	\vdash	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
における対価の調整 収入	0.	年		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
^^	"		0	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	Ö	0 0	0	0
	0.	年		0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
<u> </u>	1			0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
=(A)-(B))	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
			o o	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
益+割賦原価-借入金元本償還	#NUM!	(0	0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
益+割賦原価+支払利息	1			0 0	0		0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0
	W4 FIRR/F	uity Internal Data -12	ofurna) (de produceros e	= 0	+ 41-41-7 ==	生の利用!!ナー :	-t-# /AD:1-##	- E14 - Sit to / CSK 31/4 19 14	**************************************	+#= -==	<u> </u>		- J	, ,	VI.	ч	<u> </u>	ν ₁ υ	<u> </u>	-, 0	VI.	
	※1 EIRR(Eq EIRRは、「資	uity internal Rate of Re 本金」と「将来の配当金の	num)は、投資家から D現在価値の合計」と	見た内部収益率。資: が等しくなるような割	◆並に对する配当 引率となりますが、	寺の利回りを示す エクセルを用いて	· 指標。(今回は便宜的 計算する場合は、EIR	に、配当ではなく「税引後損益・ Rの計算結果が表されるセルに	+制賦原価−借入金元: 「=IRR(-資本金が <i>)</i>	本領域」で計算) 入力されているセル~将来	の配当金(今回は便宜的)	こ「税引後損益+割態	【原価-借入金元本償還」)	」の関数で計算できま	す。							
	%2 PIRR(Pr	oject Internal Rate of R	eturn)は、初期投資	額から見た内部収益率	率。初期投資額に対	する配当金等の	投資利回りを示す指標	。(今回は便宜的に、配当では	なく「税引後損益+割	賦原価+支払利息」で計算	[)											
	PIRRは、「設	備投資額」と「将来の配当	当金の現在価値の合	計」とが等しくなるよう	な割引率となります	が、エクセルを用	いて計算する場合は、	PIRRの計算結果が表される+	セルに「=IRR(-資本会	金が入力されているセル~	·将来の配当金(今回は便)	官的に「税引後損益・	-割賦原価+支払利息」)」	の関数で計算できます	。なお、当初の整備	費が0の場合はPIRI	Rは計算できません。					

■採用手法での民間の資金収支		整備期間	維持管理・運営期間	ı																							
	仮定した内容	-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
資本金	0		0																								
借入金	0		0																								
整備費の原価(一括受領分)			0	0 ()	0	0	0	0	0)	0	0 0		0	0 (0 0	0	0	0	0	C	0	0)	0 0	0
整備費の原価(割賦受領分)			0	0 ()	0	0	0	0	0)	0	0 0)	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0)	0 0	0
税引後単年度損益	0		0	0 ()	0	0	0	0	0)	0	0 0)	0	0 (0 0	0	0	0	0	C	0	0)	0 0	0
資金収入合計(A)			0	0 0)	0	0	0	0	0)	0	0 0)	0	0 (0 0	0	0	0	0	0	0	0)	0 0	0
資金収入合計(A) 借入金の元金返済	0			0 ()	0	0	0	0	0)	0	0 0)	0	0 0	0 0	0	0	0	0	C	0	0)	0 0	0
整備費	0		0																								
資金支出合計(B)			0	0 ()	0	0	0	0	0)	0	0 0		0	0 (0 0	0	0	0	0	C	0	0	0	0 0	0
資金収支(C) = (A)-(B)			0	0 () () (0	0	0	0)	0	0 0		0	0 (0 0	0	0	0	0		0)	0 0	0

VFM計算

全ての入力が終了しましたら、 上記の「VFM計算」のボタンを クリックして下さい。

### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	画値への換算割合 1.0 度の現在価値換算後の割合(前年度を1)=1/(1+割引率))	00 1.000 1.0	000 1.000	1.000	1.000 1.00	0 1.000 1.0	000 1.000 1.	000 1.000 1.	000 1.000	1.000 1.0	00 1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
日本の																			
The content of the		07 00	20	20 24	20	22 24	25 20	27 20	20	40 44	40	40	44	45	40	47	40	40	
Separate		21 28	29	30 31	32	33 34	35 36	3/ 38	39	40 41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
Fig. 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	構費 補助金·交付金分支払																		
報告 接合性 「	一般財源																		
日本語画 日本語画 日本語画 日本語画 日本語画 日本語画 日本語画 日本語画画 日本語画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画	起債元金・償還元金	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
# Manual Property Association	全調達費 記信会利	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	o	0 0	0	0	0	() (0	0	0
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0	0		1	0	0	-
Manual Property	五页 	0	0 0	,	0	9	9	0 0	9	9	0 0	٩		0		1	, ,	0	
ACOMATION	企 等費用																		
ACOMATION	†(A)	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
A	助金・交付金分収入																		
A	田料全収入	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0) (0	0	0
A	H (D)	0 0		0	0	0	0 0		0	0	0 0	0	0	0		,		0	
TOOL (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(O) (A) (D)	0 0	9 9	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0			0	0	- 0
接接性	(C) = (A) - (B)	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	直での収支	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
### 변화는 가입하는 경우 27 29 29 30 31 및 32 33 34 39 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 30 30 48 48 48 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49																			
변화 보험		27 28	20	30 31	32	33 34	35 36	37 38	30	40 41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
- 보험물	# は サーク・カイク・カナリ	21 20	20	31	52	34	30	57 38	- 55		74	70	77	70	70	77	70	70	- 50
原統の	開貝 開助立 文刊 並万又仏																		
출성률을 변경하는 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	一般財源																		
登録者 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	起債元金·償還元金	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
開始金利	会調達費 記信会利	ol o	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
開放金針	世帯の分体 知味ニタ	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0	0		1	1 0	0	- 0
業務の対策	1 開発の対価 割販元並	0 0	9	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0			0	0	- 0
展の対策	割賦金利	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
原子は上げら対象の理像 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	営費の対価	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
(A)	田毛注における対価の調整	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0) (0	0	0
H(A)	大生車中			-										_					+
計(音)	1 任寺貨用													_					
計(目)	計(A)	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
計(B)	甫助金·交付金分収入																		
(C)=(A/E) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	악(B)	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0) (0	0	0
接近の皮支	1(C) = (A) (B)	0 0	0	0	n n	0 0			0	0	0 0	0	0	0			0	0	0
用手法での民間の損益	L(C) = (A)-(B)	9	9		9	0	9	9	9	9	0 0	9	0	0		,	, ,	0	-
括照列性 1	他での収支	0 0	oj oj	ų	U	<u> </u>	9 9	oj oj	0 0	u u	0 0	U	U	U		4	<u> </u>	U	
性報の対解																			
括皮的 日皮的 日皮の 日皮																			
割販売 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		27 28	29	30 31	32	33 34	35 36	37 38	39	40 41	42	43	44	45	46	4/	48	49	50
翻版会	# 一括受領分 H																		
密数の指摘 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	割賦元金	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
密数の指摘 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	和 財金利	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	n	0 0	0	0	0	-) (0	0	0
目法に対方が値の調整 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	DINAME TI	0 0	9			0	3 3	9	9	9		, a	-		-		,		
料金収入	監査の対価	U U	0 0	U	U	U U	0 0	U U	U U	U	U 0	0	0	0	(, (0	0	- 0
用料金収入 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	用手法における対価の調整	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
+(A) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	用料金収入	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0 (0	0	0
購費	+(A)	ol o	0 0	0	0	ol ol	0 0	ol o	ol o	0	0 0	0	0	0	(0 (0 0	0	0
営養 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ルンツ 基本	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0		0	0	,	1	,	0	
+(B)	川 其	0	0	U	0	0	0	0 0	v 0	U	0 0	U	U	U		1		U	- 0
計(B)	宮 費	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	υ 0	0	0	0	(J (0	0	0
計(B)	入金利	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
<u> </u>	H(B)	ol ol	0 0	0	0	ol o	ol ol	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
F 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	#(C) = (A) (B)	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	-	0 0		0	0	,	1	, ·	0	
那掛益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(C) - (A) - (D)	0	0 0	U	0	0	0	0 0	U U	U	0 0	0	0	0		1	0	0	- 0
期損益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	() (0	0	0
期損益+割赎原価-借入金元本償還 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	期損益	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0	0	0	0
1) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	5 期場 共工 割 財 百 価 . 供 λ 全 元 木 償 浸	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	n	n	n	-) () 0	n	0
\$期損益+割賦原価+支払利息 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(4)	ol ol	0 0	0	0	ما ما	0 0		0 0	ام	0 0		,	0	,	1 -	1 -	,	-
当期損益+割賦原価+支払利息		U U	0 0	U	U	U U	0 0	U U	U U	U	υ 0	0	0	0	(1 (0	0	- 0
		0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0	0	(0 (0	0	0
	:当期損益+割賦原価+支払利息										-1		-	- 0		J	1 0	- 0	0
	当期損益+割賦原価+支払利息 ※2)	0	0 01	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	UI UI	UI	U		JI (U	

	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	合計
資本金																										
借入金																										
借入金 整備費の原価(一括受領分) 整備費の原価(割賦受領分) 税引後単年度損益		0	0	0 ()	0 0	0	0	0	0	0	()	0) (0	0	0	0	0	() ()	0 (0
整備費の原価(割賦受領分)		0)	0 (0 0	0	0	0	0	0	()) (C) (0	(0	(0	() ()	0 (0
税引後単年度損益		0	0	0 ()	0 0	0	0	0	0	0	()	0	C) (0	0	0	(0	() ()	0 (0
資金収入合計(A)		0)	0 (0 0	0	0	0	0	0	()) (C) (0	(0	(0	() ()	0 (0
資金収入合計(A) 借入金の元金返済		0	0	0 ()	0 0	0	0	0	0	0	()	0	C) (0	0	0	(0	() ()	0 (0
整備費																										
資金支出合計(B)		0	0	0 ()	0 0	0	0	0	0	0	()	0	C) (0	(0	(0	() ()	0 (0
資金支出合計(B) 資金収支(C)=(A)-(B)		0)	0 (0 0	0	0	0	0	0	()	0	C) (0	(0	(0	() ()	0 (0

別紙6 簡易な検討の計算表(記載例)

VFM

8.7%

450,767

				73-3	1124	101 W .Q.	IV 11 11	
		のセルに想定されている条件を入力して下さい。なお、全ての入力が終了しましたら、左側の「VFM計算」のボタン 右記のセルに記載されている数値を「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」に記載して下さい。	をクリックして下さい。	■簡易VFMの	結果			
	採用手法	前提条件の入力方法	仮定した前提条件			従来型手法	採用手法	
	①BTO · BOT · BOO · RO	採用手法(「①BTO・BOT・BOO・RO」、「②DBO」、「③BT」、「④指定管理者制度」)から選択して下さい。 (BOT・BOOは固定資産税等は考慮されていません。)			金額	5,174,652	4,723,885	_
手法	1年	1年間に設定してあります(変更できません)。	1年間と仮定		96			Ī
手法	20年	1~50年間から選択して下さい。	20年間と仮定	※現在価値の	VFM			
								_
削減	4,500,000	従来型手法の整備費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。	採用手法は従来型手法から10%の削減を見込めると仮定(今回は、従来型手法50億円、採用手法45億円と仮定)	※VFMは現在	価値に換算して比較	き行うこととなっていま	す。	
削減	45,000/年	従来型手法の維持管理・運営費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。	採用手法は従来型手法から10%の削減を見込めると仮定(今回は、従来型手法50百万円/年、採用手法45百万円/年と仮定	2)				
曾加	11,000/年	従来型手法の利用料金収入と、採用手法における収入増加割合(%)を記入して下さい。	採用手法は従来型手法から10%の増加を見込めると仮定(今回は、従来型手法10百万円/年、採用手法11百万円/年と仮定	E) ■PPP/PFI手	法簡易定量評価調	*		
						従来型手法		Ī
手法	2.6%	現在価値への割引率を記入して下さい。(事業期間に近い償還年限の国債利回りについて適宜過年度平均を行い算出	事業期間に合わせ償還年限20年物の国債利回りについて適宜過年度平均を行い算出	整備等(運営等	を除く。)費用	50.0億円		
				〈算出根拠〉				
	整備費の0%	整備費に対する補助金・交付金の割合(%)を記入して下さい。	整備費に対する補助金・交付金の割合を入力	運営等費用		10.0億円		
	整備費の0%	整備費に対する起債の割合(%)を記入して下さい。	整備費に対する起債の割合を入力	〈算出根拠〉				Ξ
	整備費の0%	整備費に対する一般財源の割合(%)を記入して下さい。	整備費に対する一般財源の割合を入力	利用料金収入		2.0億円		
	整備費の100%	「100%-(補助金・交付金の割合+起債の割合+一般財源の割合)」が自動計算。BT・DB、DBOでは0%。	整備費に対する民間資金の割合を入力	〈算出根拠〉				
	100%	小計が100%になることを確認して下さい。	승計は100%	資金調達費用	•	5.3億円		_
				〈算出根拠〉				_

9.0億円 2.2億円 《算出根拠》 資金調達費用 《算出根拠》 調査等費用 《算出根拠》 5.3億円 9.0億円 0.25億円 0.03億円 ルル (算出根拠) 悦引き後損益 0.06億円 〈算出根拠〉 63.3億円 61.1億円 合計 (算出根拠) 合計(現在価値) 財政支出削減率 その他(前提条件等) 47.2億円 VFMは4.5億円 8.7% 51.7億円 事業期間20年間 割引率2.6%

《簡易な検討の計算表(記載例)》 (単位:千円、年)

整備期間 維持管理·運営期間

現在価値への割引率

整備費 維持管理・運営費(1年当たり) 利用料金収入(1年当たり)

整備費に対する補助金・交付金の割合 整備費に対する起債の割合 整備費に対する一般財源の割合 整備費に対する民間資金の割合 い計

従来型手法

従来型手法

2.6% 従来手法=採用手法

 20年
 従来手法=採用手法
 20年
 維持管理・運営期間になります。

 元利均等
 従来手法=採用手法
 元利均等
 期限一括、元利均等、元金均等から選択して下さい。

10,000 SPCI-必要な資本金額を記入して下さい。(標準は10百万円) 4,400,000 [下屋内変 企会を選手本金額が自動計算。 1878 民間事業者の借入金利を入力して下さい。 維持管理・運営期間になります。

1.8% 民間事業者の借入金利になります 20年 維持管理・運営期間になります。 211候、実効対象は32.11であります。 25,000 景変等費用を記入して下さい、(標準は25,000千円になります。)

■前提条件

事業期間

費用·収入

資金面の内容

クリックして下さい。		持	#用手法における対信	面の調整	_			採用手法における対価						R間事業者のEIRF	に必要な収益相当額の	が自動計算される	ます。											
			売間事業者のEIRR(※		_		5.0%	民間事業者の収益(資	本金に対する配金	4等の利回り)を記入して	て下さい。(標準は	5%になります。)		2間事業者の収益	相当額として、EIRRを	5%程度にする収	V益相当額と仮定。											
		採用手法の民間事業	業者の収益																									
価値への換算割合			1	0.975	0.950	0.926	0.902	0.880	0.857	0.836	0.814	0.794	0.774	0.754	0.735	0.716	0.698	0.680	0.663	0.646	0.630	0.614	0.598	0.583	0.569	0.554	0.540	40
度の現在価値換算後の	D割合(前年度を1)=1/(1+割引	率))																										
来型手法での公共の収	支		整備期間	維持管理·運営期間																								
		仮定した内容	-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	2
2備費	補助金·交付金分支払	0	0																									
	一般財源	1,250,000	1,250,000																									
	起債元金・償還元金	3,750,000		165,389	167,539	169,717	171,924	174,159	176,423	178,716	181,040	183,393	185,777	188,192	190,639	193,117	195,628	198,171	200,747	203,357	206,000	208,678	211,391	0	0	0	- /	0
資金調達費	起債金利	1.3%		48,750	46,600	44,422	42,216	39,981	37,717	35,423	33,100	30,746	28,362	25,947	23,500	21,022	18,512	15,968	13,392	10,783	8,139	5,461	2,748	0	0	0	- /	0
王 営費		50,000/年		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0	0	- /	0
周査等費用			0																									
計(A)			1,250,000	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	0	0	0	- /	0
il 助金·交付金分収入		0	0																									
利用料金収入		10.000/年		10,000	10,000	10.000	10.000	10,000	10,000	10,000	10.000	10.000	10,000	10,000	10,000	10.000	10.000	10.000	10,000	10.000	10,000	10,000	10,000	0	0	0		0
計(B)			0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0	- /	0
(C) = (A)-(B)			1,250,000	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	0	0	0	- /	0
面値での収支			1,250,000	247.699	241.422	235.304	229.341	223,530	217.865	212,344	206.963	201.719	196,607	191.625	186.769	182.036	177.423	172,927	168 544	164.273	160.110	156,053	152.098	0	0	0		0

整備費の資金調達について、補助金・交付金の額が自動計算されます。 整備費の資金調達について、起債の額が自動計算されます。 整備費の資金調達について、一般財源の額が自動計算されます。 起債金利益3%と仮定 起債金額送5%を20年間の元利均等領達と仮定

資本金額を10百万円と仮定 借入金額は整備費から原本金を滅じた金額と仮定 借入金割は起債金料+0.5%の1.8%と仮定 借入金の返済方法は20年間(維持管理・選室期間と同じ)の元利均等返済と仮定

公共が民間事業者に支払う登債費の対価の割額金利は借入金利と同じ1.8%と仮定 公共が民間事業者に支払う整備費の対価の割額は払いは20年間(維持管理・運営期間と同じ)の元利均等払いと仮定 単年度接近より1で32.11%(実効税率)の法人税を恕定 調査等費用を25百万円と仮定

■採用手法での公共	もの収支		整備期間	維持管理·運営期間																								
		仮定した内容	-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
整備費	補助金・交付金分支払	0	0																									
	一般財源	0	C																									
	起債元金·償還元金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金調達費 整備費の対価	起債金利	1.3%		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
整備費の対価	割賦元金	4,500,000		188,922	192,323	195,785	199,309	202,896	206,549	210,266	214,051	217,904	221,826	225,819	229,884	234,022	238,234	242,523	246,888	251,332	255,856	260,461	265,150	0	0	0	0	0
	割賦金利	1.8%		81,000	77,599	74,138	70,613	67,026	63,374	59,656	55,871	52,018	48,096	44,103	40,038	35,900	31,688	27,400	23,034	18,590	14,066	9,461	4,773	0	0	0	0	0
運営費の対価		45,000/年		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	0	0	0	0	0
採用手法にお	ける対価の調整	-10,648/年		-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	0	0	0	0	0
調査等費用		25,000	25,000																									
支出合計(A)			25,000	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	0	0	0	0	0
補助金・交付金	全分収入	0	C																									
収入合計(B)			C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純支出(C)=(A)-(E	3)		25,000	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	0	0	0	0	0
現在価値での収支	·		25,000	296,564	289,049	281,724	274,585	267,626	260,844	254,234	247,792	241,512	235,392	229,427	223,613	217,947	212,424	207,040	201,794	196,680	191,696	186,838	182,104	0	0	0	0	0

■採用手法での民間の損益		整備期間	維持管理·運営期間																								
	仮定した内容	-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
整備費の対価 一括受領分	0	0																									
割賦元金	4,500,000		188,922	192,323	195,785	199,309	202,896	206,549	210,266	214,051	217,904	221,826	225,819	229,884	234,022	238,234	242,523	246,888	251,332	255,856	260,461	265,150	0	0	0	0	0
割賦金利			81,000	77,599	74,138	70,613	67,026	63,374	59,656	55,871	52,018	48,096	44,103	40,038	35,900	31,688	27,400	23,034	18,590	14,066	9,461	4,773	0	0	0	0	0
運営費の対価	45,000/年		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	0	0	0	0	0
採用手法における対価の調整	-10,648/年		-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	0	0	0	0	0
利用料金収入	11,000/年		11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	0	0	0	0	0
収入合計(A)		0	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	315,275	0	0	0	0	0
整備費	4,500,000	0	188,922	192,323	195,785	199,309	202,896	206,549	210,266	214,051	217,904	221,826	225,819	229,884	234,022	238,234	242,523	246,888	251,332	255,856	260,461	265,150	0	0	0	0	0
運営費	45,000/年		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	0	0	0	0	0
借入金利			80,820	77,427	73,973	70,457	66,877	63,233	59,523	55,747	51,903	47,989	44,005	39,949	35,821	31,618	27,339	22,983	18,549	14,035	9,440	4,762	0	0	0	0	0
費用合計(B)		0	314,742	314,750	314,758	314,765	314,773	314,781	314,790	314,798	314,807	314,815	314,824	314,833	314,842	314,852	314,861	314,871	314,881	314,891	314,901	314,912	0	0	0	0	0
単年度損益(C)=(A)-(B)		0	532	525	517	509	501	493	485	476	468	459	450	441	432	423	413	404	394	384	373	363	0	0	0	0	0
法人税等		0	171	169	166	164	161	158	156	153	150	147	145	142	139	136	133	130	126	123	120	117	0	0	0	0	0
税引後当期損益		0	361	356	351	346	340	335	329	323	318	312	306	300	293	287	281	274	267	260	253	246	0	0	0	0	0
税引後当期損益+割賦原価-借入金元本償還			781	784	786	789	791	794	796	799	802	805	808	810	813	816	819	823	826	829	832	836	0	0	0	0	0
EIRR(%1)	5.0%	-10,000	781	784	786	789	791	794	796	799	802	805	808	810	813	816	819	823	826	829	832	836	0	0	0	0	0
税引後当期損益+割賦原価+支払利息			270,104	270,106	270,109	270,111	270,114	270,116	270,119	270,122	270,124	270,127	270,130	270,133	270,136	270,139	270,142	270,145	270,148	270,151	270,155	270,158	0	0	0	0	0
PIRR(%2)	1.8%	-4,500,000	270,104	270,106	270,109	270,111	270,114	270,116	270,119	270,122	270,124	270,127	270,130	270,133	270,136	270,139	270,142	270,145	270,148	270,151	270,155	270,158	0	0	0	0	0

^{※1} EIRR(Equity Internal Rate of Return) は、投資変から見た内部収益率、資本金に対する配当等の利回りを示す指標。(今回は便宜的に、配当ではなく「税引後損益・割販原価・借入金元本覆遺」で計算) EIRRは、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなるような割引率となりますが、エクセルを用いて計算する場合は、EIRRの計算結果が表されるセルに「=IRR(・資本金が入力されているセル~将来の配当金(今回は便宜的に「税引後損益+割賦原価・借入金元本億遺」」の関数で計算できます。

■採用手法での民間の資金収支		整備期間 #	推持管理·運営期間																								
	仮定した内容	-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
資本金	10,000	10,000																									
借入金	4,490,000	4,490,000																									
整備費の原価(一括受領分)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	. 0
整備費の原価(割賦受領分)		0	188,922	192,323	195,785	199,309	202,896	206,549	210,266	214,051	217,904	221,826	225,819	229,884	234,022	238,234	242,523	246,888	251,332	255,856	260,461	265,150	0	0		0	. 0
税引後単年度損益	0	0	361	356	351	346	340	335	329	323	318	312	306	300	293	287	281	274	267	260	253	246	0	0	0	0	. 0
資金収入合計(A)		4,500,000	189,284	192,679	196,136	199,655	203,237	206,883	210,596	214,375	218,222	222,138	226,125	230,184	234,315	238,521	242,803	247,162	251,599	256,116	260,715	265,396	0	0		0	. 0
借入金の元金返済	4,490,000		188,502	191,895	195,350	198,866	202,445	206,090	209,799	213,576	217,420	221,333	225,317	229,373	233,502	237,705	241,984	246,339	250,773	255,287	259,882	264,560	0	0	C	0	. 0
整備費	4,500,000	4,500,000																									
資金支出合計(B)		4,500,000	188,502	191,895	195,350	198,866	202,445	206,090	209,799	213,576	217,420	221,333	225,317	229,373	233,502	237,705	241,984	246,339	250,773	255,287	259,882	264,560	0	0		0	. 0
資金収支(C)=(A)-(B)		0	781	784	786	789	791	794	796	799	802	805	808	810	813	816	819	823	826	829	832	836	0	0		0	0

^{※2} PIRR(Project Internal Rate of Return)は、初期投資額から見た内部収益率。初期投資額に対する配当金等の投資利回りを示す指標。(今回は便宜的に、配当ではなく「秘引後損益・割賦原価・支払利息」で計算)
PIRRは、「設備投資額」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなるような割引率となりますが、エクセルを用いて計算する場合は、PIRRの計算結果が表されるセルに「=IRR(・資本金が入力されているセル~将来の配当金(今回は便宜的に「税引後損益・割賦原価・支払利息」)」の関数で計算できます。なお、当初の整備費が0の場合はPIRRは計算できません。



全ての入力が終了しましたら、 上記の「VFM計算」のボタンを クリックして下さい。

26 分支払 元金	27	28																						
<u>分支払</u> 元金		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
元金																								
元金																								
	0 0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	·		0	0			0	0 (0
	0 0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0			0	0 (0
	4					,	0	0	Ü	0	0	0	0	0			0	Ü	0	,	U .		,	
	0 0				á (0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	(0	0 (0
	1	ڙ —	ر ر				Ů	,	Ü		Ü	, and the second		Ů	,		Ů			· ·		,	,	
	0 0	0	0		5 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 0	0 0	0
	0 0	0	0	(o r	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 (0 0	0
	0 0	0	0	C	o c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	0) (0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	C	0	0	0	(0	0 () C	0
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
分支払					4																			
			-																					
元金	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0	0		-	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0	0	-	-	(0	0 (0 0	0
	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0	0			(0	0 (0 0	0
	0	0		0	4 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	(0	0 0	, ,	- 0
	0 0	0	0		4 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	(0	0 0	1 0	0
	9	0			°	1 0	0	0	0	0	0	U	0	0			0	0	0	-	0	v (1	U
					4		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	,	0	0		
	4 4				1	, 0	U	,	Ü	0	0	0	0	U	,		0	Ü	0		U .	0	,	
	0 0				4		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	(0	0 (0
-	0 0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0	0 0		- 0
	0 0	- 0	0	, 	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	- 7	0	0 0		0
	9					1 1			Ü		Ü	~	9				, ,	9		· · · · · ·	٧	,	1	
	0 0	0	0	0	0 (0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 0	0 0	0
	0 0	0	0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	ì	0	0 0) 0	0
	0 0	0	0		5 (0	0	0	0	0	0	0	0	0		C	0	0	0	(0	0 0	0 0	0
	0 0	0	0		J C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 () C	0
	0 0	0	0	(o r	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 0	0 0	0
	0 0	0	0	C	o c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	C	o c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	C	J (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	C.	٢ د	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 () C	0
	0 0	0	0	C) (0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	C	ى د	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	0	9 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	(C	0	0	0	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	C	0	0	v	(0	0 (0	0
	0 0	0	0	· •	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0	0	0	0	(0	0 (or c	0
	0 0	- 0	U	1 0																				
分	支払 26 支払 26 金	支払	支払 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支払 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支払	支払	支払	文払 ・	文払	文払 ・	文払 ・	文払 金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	支払 0	文払 金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	文払 金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	支払 日本 日本	文払 金 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	支払 日本 日本	登	度 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	**	2	2	2

別紙7 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書

分類	評価項目	評価	理由・内容
新たな事 業機会の 創出	民間事業者による創意工夫の発揮 の余地はあるか		◆ 民間ノウハウの活用可能性◆ 設計・建設、維持管理・運営の各段階で事業者の工夫の余地
	民間事業者の参画可能性はあるか		◆ 民間事業者の事業への参画意 欲があるか
	事業の競争性はあるか		◆ 類似実績数 ◆ 参画希望事業者の数
	民間事業者の参画による事業の質 的向上の可能性はあるか		
	公共と民間の間でリスクの明確化 及び適切なリスク分担が可能か		◆ 事業計画上、民間との役割分担が明確にできるか ◆ 民間事業者による適切なリスクコントロールが可能か
	法令上の制約はないか		◆ 民間事業者の参画において、 法規制等の制約がないか
民間需要 の喚起	安定した需要が見込めるか		◆ 将来にわたって安定したサー ビス需要が見込めるか
	長期間の契約が可能か		
	収益事業の実施が可能か		◆ 収益事業に対し、利用者・運 営者ニーズがあるか
財政的メリット	費用の削減もしくは収入の増加が 見込めるか		◆ 財政負担上のデメリットがあるか◆ 補助金等の活用可能性
	施設の長寿命化、維持管理コスト の縮減に寄与するか		◆ 事業期間を超えて、LCC の縮減 が見込めるか
事業実施 上の課題	事業実施に適切な検討時間を確保 できるか		◆ 事業開始までに十分な検討期 間を確保できるか
	事業を実施する上で、デメリット となり得る事項はあるか		◆ 著しいデメリットとなり得る 事項はないか

- ※ 評価欄には、「◎:該当する」、「△:該当するが懸念事項あり」、「×:該当 しない・課題あり」のいずれかを記入する。
- ※ 評価に当たり、参考資料などを別途加えることができる。
- ※ 本 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書に記載している項目はあくまでも一例であり、 個別の事業の特性、地域の特性等に応じてその内容を記載することが必要です。

参考1 指針概要

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要

【対象事業主体】

·国、地方公共団体、公共法人(独法、公社等)

【対象施設】

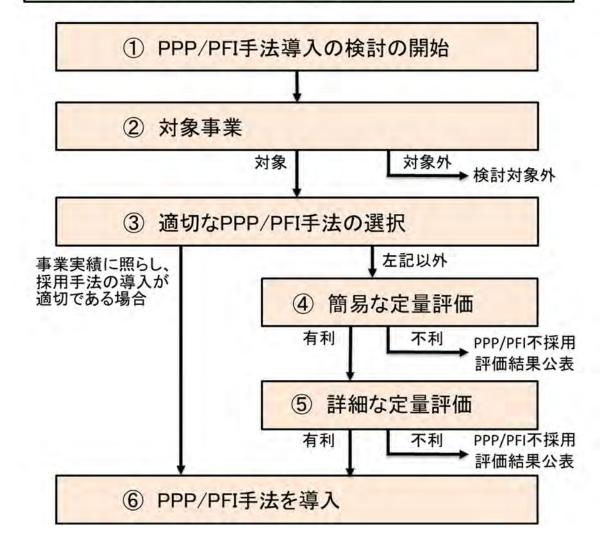
•公共施設等

(例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舎、公営住宅、学校等を含む。)

【対象事業】

·整備等

(例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。)



参考2 関連する通知文書等

参考2-1 これまでの経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針)(平成27年6月30日閣議決定)

(以下、抜粋)

「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請) 平成27年12月17日内閣府・総務省

〇国及び人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請

〇人口20万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い

※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定(平成27年12月15日)

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」

地方公共団体が優先的検討規程を策定する際の参考となる手引(内閣府作成) (解説、優先的検討規程のひな形、簡易な検討の計算表等)

「全国説明会」の開催 平成28年6~7月

- ・全国9か所で説明会を開催
- 希望の地方公共団体に対して個別相談会を実施

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」

平成29年1月日 内閣府・総務省

- ○優先的検討規程の確実な策定に向けて、規程の策定を改めて要請 ○優先的検討規程の実効ある運用に向けて「運用の手引」を作成し、全国説明会(平成29年2月)を実施

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 平成29年1月

・地方公共団体が優先的検討規程を運用する際の参考となる手引(内閣府作成) (運用に向けた基礎編及び応用編、PPP/PFI事例集等)

「全国説明会」の開催 平成29年2月

- 全国9か所で説明会を開催
- ・希望の地方公共団体に対して個別相談会を実施

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」改定(令和3年6月18日PFI推進会議決定)

(以下、抜粋)

本指針に基づき優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を促す地方公共団体について、人口20万人以上の団体から10万人以上の団体とする改定を行う

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」

令和3年6月 内閣府·総務省

- 〇優先的検討規程未策定の人口20万以上の地方公共団体における早急な策定を要請
- ○人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を令和5年度末までに行うよう要請
- 〇人口10万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い

参考2-2 内閣府及び総務省からから地方公共団体へ発出した通知

府政経シ第 401 号 総 行 地 第 92 号 令和3年6月21日

各都道府県 PFI 担当部長 殿 各都道府県市区町村担当部長 殿 各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

> 内閣府政策統括官(経済社会システム担当) (公印省略) 総務省大臣官房地域力創造審議官(公印省略)

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について (要請)

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

標記につきましては、これまで「「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)」(平成 27 年 12 月 17 日府政経シ第 886 号総行地第 154 号)等を発出し、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 17 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規程を定め、的確に運用することを助言してきたところです。

今般、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和3年6月18日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(以下「指針」という。)が改定され、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる地方公共団体を、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体とすることとされました。(別添1参照)

つきましては、人口 20 万人以上で優先的検討規程を未策定の団体については、早 急な策定をお願いいたします。

また、人口 10 万人以上 20 万人未満の団体については、指針を踏まえ、令和 5 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いいたします。

さらに、人口 10 万人未満の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の 取組を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても 本通知の趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、人口 20 万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の策定・運用に際し、参考となるよう「小規模自治体向け優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例」(別添 2) について、内閣府でとりまとめた資料を添付いたしますので、ご参照ください。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

〈参考手引き〉

優先的検討規程の策定及び運用に当たっては、参考となる手引きを内閣府ホームページ上に掲載しておりますのでご活用ください。

(今後、人口規模等に応じた手引きの改定を行う予定です。)

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin index.html

- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」
- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」

※ 本通知については、別添資料も併せて下記内閣府ホームページに掲載して おります。https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

別冊 優先的検討規程の例

※以下に、優先的検討規程の例を示します。

各項目内容は、本手引を参照の上、各地方公共団体の実情等に合わせて適宜変更してください。

〇〇市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号)
- ロ 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- 二 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- へ 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針 (令和3年度改定版)」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)

三 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施	公共施設等運営事業
設等の運営等を担う手	指定管理者制度
法	包括的民間委託
	0 (運営等 Operate) 方式
	〇〇方式
ロ 民間事業者が公共施	BTO 方式(建設 Build-移転 Transfer-運営等
設等の設計、建設又は	Operate)
製造及び運営等を担う	BOT 方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転
手法	Transfer)
	B00 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate)
	DBO 方式(設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)
	RO 方式(改修 Renovate-運営等 Operate)
	ESCO
	〇〇方式
ハ 民間事業者が公共施	BT 方式(建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買
設等の設計及び建設又	取方式)
はf製造を担う手法	民間建設借上方式及び特定建築者制度等(市街地再
	開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び
	特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務
	代行方式をいう。以下同じ。)
	〇〇方式

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日総 務省自治財政局通知)第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) Ⅱ 2 (3)の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的 能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - ロ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- 二 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- 4 適切な PPP/PFI 手法の選択
 - ー 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の 手法を選択できるものとする。

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定める ところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

- ロ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型 的なものに該当する場合におけるBTO方式 次の5の簡易な検討を省略し、 6の詳細な検討を実施
- ハ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

ー 費用総額の比較による評価

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用 総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間 で同様の比較を行うものとする。

- イ 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- へ 利用料金収入

二 その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

市は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費

用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採 用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評 価するものとする。

7 評価結果の公表

- ー 簡易な検討の結果の公表
 - イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、5一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期
- ロ その他の方法による評価の結果の公表

市は、5二の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容 (当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測 につながるものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

市は、6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定 価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- ロ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等	
を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び	
配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等(運営等	
を除く。)の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び	
配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

指針に関する「よくあるお問い合わせと回答について」は、下記内閣府ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

また、その他のお問い合わせについては、下記連絡先へお尋ねください。 内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室)

TEL: 03-6257-1655、FAX: 03-3581-9682